

第四百一十一回 参議院大蔵委員会 會議録第六号

平成九年十二月二日(火曜日)
午前十一時十一分開会

委員の異動

十二月一日

山本 一太君

山本 一太君

十二月二日

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

山本 一太君

出席者は左のとおり。

委員長

石川 弘君

理事

河本 英典君

委員

橋本 聖子君

委員

廣中和歌子君

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

委員

補欠選任

国務大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房長

三塚 博君

塩崎 恭久君

武藤 敏郎君

原口 恒和君

溝口善兵衛君

細川 興一君

薄井 信明君

長野 彪士君

山口 公生君

黒田 東彦君

堀田 隆夫君

小林 正二君

太田 俊明君

中山 啓一君

中坊 公平君

松下 康雄君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

福井 俊彦君

○罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、山本一太君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君が選任されました。

また、本日、橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として松浦孝治君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社住宅金融機構管理機構代表取締役社長中坊公平君、日本銀行総裁松下康雄君及び日本銀行副総裁福井俊彦君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋崎泰昌君 最近、特に金融不祥事等に関連し、また株価の動向とも関連して金融関係の議論が活発に行われている最中でございます。この際、そういう問題の一端として金融不祥事の再発防止のために本法案が提出され、金融システムの改革の推進に当たって検査・監督の実効性の確保及び

金融証券市場の公正性、透明性の信頼を高めることが緊要の課題であるということは言うまでもないこととあります。

そういう意味でこの法律案が提出されてきていると思ひますが、本法案の一番の基本は、経済犯罪を犯した場合の罰則として懲役刑、あるいは罰金刑を引き上げることが基本になっているように思われます。しかし、このような罰則の水準を引き上げることがこの程度で妥当であるかどうかというところが疑問になってくるわけでございますが、政府当局の本罰則、刑事罰の引き上げの水準についてどのようにお考えなのか、まず御説明を聞きたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。今回の金融関係の罰則の強化につきましては、例えば銀行の検査回避、虚偽報告等の罰則の例をとって御説明いたしますと、現行は五十万円以下の罰金でございますが、それを一年以下の懲役または三百万円以下の罰金に引き上げるとともに、法人に対しましては二億円以下の罰金に大幅に引き上げるものでございます。

この罰則の強化及び法人重科につきましては、十分な抑止効果を上げる観点から設定したものでございますけれども、諸外国と比べまして申し上げますと、アメリカにおきましては三十年以下の禁錮または百万ドル、約一億二千万円以下の罰金、英国では二年以下の禁錮または罰金、ドイツにおきましては十マルク、約六百五十万円以下の罰金、フランスにおきましては一年以下の禁錮または十フラン、これは約二百万円でございますが、以下の罰金というふうになっております。したがって、国によつてかなり区々でございますが、総じて言うところと申すわけでございますが、よく議論されますのは、アメリカで民事

○参考人の出席要求に関する件
本日の会議に付した案件
参考人の出席要求に関する件

制裁金という莫大な額の制裁金があるではないかという御指摘がしばしばなされます。これにつきましては、アメリカの連邦銀行法上の民事制裁金につきましては、銀行が法令違反等を行った場合に監督当局が当該銀行の資産規模や違反の重大性等を勘案して制裁金を決定しまして、行政命令として科すわけでございます。銀行側がこれに不服があれば聴聞手続とかあるいは通常の裁判手続を求めることができるわけでございます。

我が国におきましては、このような刑罰の一つである罰金と同様の性格を持つ財産的制裁を行政機関が科し得るということにつきましては、重大な不利益処分たる刑罰は厳格な裁判手続によって初めて科すことができるという憲法の趣旨との絡みでもございまして、この点については慎重な検討が必要だという感じがいたしております。

○橋本委員 今、例に挙げられた銀行の検査回避あるいは虚偽報告につきましては、従来五十万円の罰金刑しかなかったというところで第一勧銀の事件のときに大きな波紋を及ぼした事件だったと思います。五十万円の罰金だったから科せられたって大したことないなというように論議も行われました。それが今回、罰金は三百万円、法人については二億円になっているように付せられたと懲役一年以下という懲役刑まで付せられたというところで大きな抑止効果があるのではないかといいが思いに思っています。

しかしながら、ほかの不正取引に対する罰金等は、例えば相場操縦であるとか損失補てんであるとか、これは証券の方ですけれども、そういうのは従来から懲役刑があったわけですからこれを多少上げたところでそんなに抑止効果があるのかないというように感じいたします。この点については、虚偽報告のところは確かに大きな成果が私は多分あるだろうというふうに思いますが、あとのところはこれで大丈夫なんでしょうか。

というのは、今アメリカの事例についても申されましたけれども、現在、これはお答えいただかなくて結構ですけれども、公的資金の導入という

議論が行われています。それに対して、第一は経営者の責任ということ、それから第二はディスクロージャーの徹底ということ、ディスクロージャーについては後から言及をいたしますけれども、責任問題ということが盛んに言われています。さらに、アメリカでは千八百人の方が経済事犯として刑事告発されて刑に服したという例があるではないか、日本は甘いぞという議論がございまして、そういう観点から見て、この程度の引き上げで十分なのかどうか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 今御紹介いただきましたアメリカにおきまして、S・アンド・Lが破綻したことを受けてましてR・T・Cが設立され、そこに財政資金が投入されたときに、詐欺、横領、粉飾決算等の犯罪行為を働いた経営者に対しては千八百五十九人が有罪判決を受けたという報告書が出ております。そういう厳しい対応をしておるわけでございます。

大蔵省としましては、これまで個別金融機関の処理に当たりましては、破綻金融機関を存続させない、あるいは民事、刑事の責任追及をきっちりやるなどの方針で対応してきておりますけれども、公的支援の問題も種々御議論を賜っております。ますますそういった御指摘の経営責任の明確化という問題が強調されるわけでございます。

ただ、この問題は公的支援の云々にかかわらず、本来そういった罰されるべきものは罰されるというのを厳しくやっていくという姿勢は変わりなくやるべき事項だと思つて肝に銘じておるところでございます。

○橋本委員 公的資金のことは今余り議論しようと思つていなくてしゃべつておるんですけども、公的支援の有無にかかわらず責任は明らかにすべきである、こういうお話がありました。私も自民党の中で現在金融問題安定化の小委員会をこしらえて公的資金の導入の可否、その方法を議論いたしておりますが、その中で責任というものの強調がされております。新聞論調等を見て

も、責任問題を明らかにしなさんとでもじゃないけれども公的資金の話まで入れないよと、こういうお話でございました。

この責任という問題は実は政府、端的に言えば大蔵省の責任問題で議論されているわけですが、当然経営者の責任ということが議論されていくわけですね。そのときにこの程度の罰則で十分と考えるのかどうか、その点もまた議論になると思います。ある意味では先取りかもしれません。公的資金導入についての議論の先取りかもしれません。しかし、この程度でいいのかどうかというところが議論されると言われます。

そこで、今、銀行局長が千八百人の刑事判決が出たというお話でございまして、政府の説明でも詐欺とかなんという言葉が出てきましたよね。いわゆる経営破綻というのは現在のような資産デフレになつていてと非常に避けられない状態のものがあるわけですね。通常、犯罪行為に及ばなくても経営破綻をするという会社が当然出てくるわけでございまして。あるいはそれに特別責任とか何か加わるという問題があります。

この間テレビでリチャード・クー氏が言及された中には、いや、実は経営破綻というのはなかなか責任が問えないんだけれども、実は千八百人というの、その多くは会社の乗っ取りをやつて詐欺その他を働いたのが相当いるんだと、そういうのが多いんだと、いわゆる経営破綻の責任だけを問うたわけではないんだと。それはむしろ少ないと言つて言い過ぎかもしれないというふうな発言をテレビでされておりました。私は確認しております。それでは、大蔵省としてはそういう発言についてどう思うか。リチャード・クーの発言についてどう思うか。というのは、公的な発言をしたわけじゃありませんからお伺いするの若干問題があるかと思つても、アメリカの経済と事犯の性格というのは、例えば乗っ取りをやつて、S・アンド・Lについては乗っ取りが随分あったそう

をやつて政府の保護を利用して極めて悪質なお金集めをやつて破産したという事例があるようにも聞いておりますが、それについて政府側はどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) 私、正確に状況を把握しているか自信はないわけですが、私の私の方の持つておりますレポートでは、主に罪状として挙げておりますのは当局への虚偽報告、資産隠匿、横領、詐欺等でございます。もちろん、R・T・Cは金融機関の経営者等に対して民事上の責任も追及したというふう聞いております。したがって、刑事の問題と民事の損害賠償的な問題とはやはり切り離してあるのではないかと思っています。

一つの事例をちょっとこの機会に御紹介させていただきますと、リンカーン貯蓄貸付組合というのが事件を起こしております。この組合の不動産親会社の元会長で同組合の実質的オーナーだった男が、粉飾決算、詐欺行為、不動産取引を通じて親会社と当該貯蓄貸付組合の利益を水増ししまして、私的な目的のために同組合の資金を流用しております。これにつきましては、最終的には連邦地裁で禁錮十二年、損害賠償金千二百二十四万ドル、上告中というところでございまして、そういう形での刑事及び損害賠償としての民事というのが責任を追及されているわけでございます。

そういう不正行為がある場合につきましてこういう厳しい追及がなされているというのが実情ではないかと思つています。

○橋本委員 今御説明のあったように、いわゆる刑事罰的なもの、要するに詐欺等を含んで行われるというのは当然それなりに摘発をし、そしてやつていかなきゃいかぬというふうに思いますが、今、公的資金ということを議論しているときに責任、責任、責任、責任というの言っているのか、その責任というのは一体何を言っているのかということ、今言われましたように、アメリカの事例というのが皆さんの頭の中にあるわけ

すから、そのR.T.Cの告発状況あるいは裁判事例等をよく考えて責任とは何ぞやと、責任はもちろんだ追及をせねばいかぬと、しかし一般的に景気が悪くなってきたから疲弊してきたんだというのまがで経営者の責任であるというぐあいに議論するのいかどうか、そういうことをきちっと整理しておくかどうかが、いかに思いますか。

○政府委員(山口公生君) その点につきましては、責任という言葉がいろんな局面でいろいろな意味を持つて使われております。ただ、私どもが議論をしなければいけないのは、今、委員の御指摘になったそれはきちっとした法的な意味での責任というようにことが基本にならなければならぬいだらうと思っております。

○橋本泰昌君 余り大蔵省がそう言う、大蔵省が責任逃れやっているとまた言われちゃいますから、気をつけて議論をせよいかぬのだからうと思ひます。やはり、責任問題というのをただ一言で責任問題、はいそうですかと行って、今一般的に言われているのは、会社あるいは金融機関がほとんど疲弊をしていっている、それに対して経営者は一体その責任をどうするんだというような問題だと思ひます。しかし、個々について言ってみれば、私はやっぱり経営の判断ミスというのは当然あったのかなという感じがしますけれども、そういう意味の責任論というのを十分議論をしておいていただきたいと、かように希望をいたします。

さらに、先ほど政府の御答弁の中で粉飾決算という言葉が出てきました。実は、ごく最近の山一事件の二千六百億に及ぶ簿外債務、明らかに粉飾決算なんだらうと思ひますが、参考人の意見聴取の中では粉飾決算ということはないかな向こうから出てこなくて私も質問者として大変苦労したんですけれども、いずれにしても粉飾決算であったというぐあいに思ひます。

それは、平成四年以来、例えばペーパーカンパニーに全部閉じ込めちゃって、飛ばしとかそういうことはやっていないんだというような説明もござい

ましたけれども、監視委員会としてはどういうぐあいにこれを認識し、対処しようとしているのかちよつと御説明願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(堀田隆夫君) お答え申し上げます。証券取引等監視委員会といたしましては、山一証券に對しまして過去二回検査に入っております。官房の金融検査部と合同で入っております。金融検査部の方は財務面の検査をする、私どもは会社経営なり営業の中で法令などの市場ルールに違反する行為がなかったのかどうか検査をするという仕事の分担でやっているとござい

ます。私どももいたしましては、過去二回の検査におきまして、いわゆる簿外債務の発生原因の一つと言われておりますが、飛ばしの有無につきまして、その点を念頭に置きつつ事実解明に努めたところでございますけれども、そのような取引を把握するには至らなかったということでございます。

いわゆる飛ばしというのは、顧客の保有する評価損を抱えた有価証券を決算期の異なるほかの顧客に証券会社の外で顧客間の直取引という形で転売を重ねていく、それを証券会社が仲介をするということでございます。一般的に証券会社の帳簿には痕跡の残らない取引であるということがございます。

また、私どもの実施しております検査は、官房検査部の検査も同じでございますけれども、行政検査でございます。相手方の協力をもとに事実解明を行うということとを基本としておりますので、相手方の十分な協力が得られない場合にはなかなか発見、解明には困難な面があるということをお断りいたします。

ただ、困難だということとどまっております。ものとは決まっております。私も、山一証券に對しましては、十一月二十五日からまたこれも検査部と合同で特別検査に入っております。その中で、簿外ではございまして証券会社の役員が関与している以上は何らかの痕跡が残っ

ている可能性は十分にあるわけでございます。その点の現物の検査を徹底する、あるいは顧客から事情を聞くというようなことを通じていまいわゆる飛ばし行為の実態をこの際徹底的に解明いたしまして、法令違反等があれば厳正に対処してまいりたいと思ひております。

また、今回の検査の中で得られました経験といひますか、ノウハウを生かして今後のこの点についての検査能力の向上に努めてまいりたいと思ひております。

○橋本泰昌君 先般、予算委員会の参考人意見聴取の中で行平氏の言を聞いてみると、二千六百億円の簿外がございまして、そのうち千六百億円は国内分でございます。差額は山一オーストラリアで欠損として累積したものでありますという御説明であつたように思ひます。そのうち国内の千六百億円については、平成四年一月一日以降は証取法の改正がございましていわゆる飛ばしはやらなかつたんだ、そして五つのペーパーカンパニーにそれ以前の飛ばしの結果として生じた欠損を閉じ込めたんだ、閉じ込めるに際して金融が必要なのでスイス系信託銀行から二千億を特金で調達をして、その二千億で五つのペーパーカンパニーに閉じ込めたんだ、したがって平成四年以降は飛ばしはやっていないという御発言があつたように思ひます。

それについてはどのようにお感じでございますか。

○政府委員(堀田隆夫君) 前会長が国会の参考人質疑の中でそういう御発言をされたということは十分承知をしております。

その点の事実関係につきましては、私ども、先ほど申し上げましたように、現在特別検査に入っているところでございまして、その中で確認をしていきたいと思ひております。

ただ、平成四年一月に証券取引法の改正がございましたが、その問題が一つキーポイントとして出ておりますけれども、この法改正はいわゆる損失補てんを刑事罰をもって禁止するということ

を中心とした改正でございまして、損失補てんの問題については改正前と改正後で取り扱いが異なるということになるわけでございます。

いわゆる飛ばしという問題につきましては、一義的に私どももまず該当する可能性があるかどうかということと検討しなければいけないと思ひておりますのは、特別の利益を提供して顧客を勧誘する行為、これは省令になりますけれども、いづれにしても法令上の禁止行為でございまして、これは刑事罰についてはございまして行政処分の対象になつていくこととござい

ます。後、二つの会社についてその特別の利益提供行為に当たるといふ認定をいたしまして大蔵大臣に勧告をした経緯がござい

そういたしました必ずしも法改正にかかわらない問題もそこにはあるということで、いづれにしましてこの際事実を徹底的に解明していきたいと思ひておると思ひます。

○橋本泰昌君 行平さんの御証言によれば、平成四年以後は飛ばしはやっていないというお話であつた。また、新聞等で飛ばしがあつたよあつたよと盛んに書いていっているのは平成三年当時の話で四年以降は余り書いていないように思ひます。しかしながら、その点は十分御調査をやつていただきたいというぐあいに思ひます。

そこで、今御発言の中で、飛ばし行為については省令で禁止をしている、行政処分の対象になるが罰則の対象にはならないんだということを仰せになりました。

これは証券局長にお伺ひしますが、そのとおりでよろしいんですか。そしてまた、それはなぜ今回の改正に入つてこないんですか。

○政府委員(堀田隆夫君) ちよつと言葉が不足しておりますので申し上げます。

て、損失が発生した場合にはそれを補てんする、それを約束して一定の利益提供を約束するというようなことがございますれば、それはいわゆる利回り保証になるということでございまして、その場合には犯罪事件といえますか、刑事罰のついた法令違反ということにもなってくるわけでございまして、そういう方面への展開も考えながら検査を進めるということでございます。

○橋崎泰昌君 やつぱり注意して物事を発言していただくべきでないで、飛ばしは罰則がないんだよというのでは困るんです。飛ばしは利益供与が当然くついている飛ばしがあるわけで、利益供与がなくて飛ばしなんかやるわけはないんですから。その際には、こういうことを立証する。それは恐らく口頭の約束であるとか、いろいろ表に出にくいので皆さん方としてはなかなか把握しにくい場面だと思えますけれども、やつぱり飛ばしというのは罰則がついておるんですよ。それを厳重に取り締まっていくなというところでなければならぬと思えます。実戦部隊としては証拠がなかなか見つからない、要するに利益を提供するという約束が調わない、証拠が集まらないというようなことで難しい場面だと思えますけれども、飛ばしがあれば必ず利益供与があるわけですから、なければ飛ばしはないんですよ。その点は気を付けてやっていただきたいというぐあいに思えます。

さらに山一について申し上げますけれども、山一オーストラリアに為替差損あるいはデイスクロージャーの損失というものをどうもつけていたようです、私は余りよくわからないけれどもそのようだと行平さんはお答えになりましたが、そういう事実はわかっているんですか、わかっているんですか。

○政府委員 堀田隆夫君 その点もただいまの特別検査の中でこれから説明していきたいと思っておりますところでございます。

○橋崎泰昌君 そこで、山一の損失はもちろん簿外であつたわけですから当然デイスクローズされ

ていないわけですね。簿外というのはデイスクローズしないから簿外なんでしょうが、当然簿外も含めてデイスクローズすべき義務があり、有価証券報告書不実記載ということに当然なると思えます。

今、一般的に、先ほど申し上げたように、金融機関の問題としては責任を明確にすること、それからデイスクロージャーを十分やることというような条件がついていないと思えますが、デイスクロージャーを充実するといつても、どういうぐあいに現在デイスクローズがなされていて、何をあとデイスクローズすれば金融業界としては最も適当なんだろうか。

○政府委員 長野麻士君 最近、もろもろの事案がデイスクロージャーの重要性とそれに対する私どもの取り組みの課題を設定しておるよう存じます。

先ほど東海指摘の簿外債務の問題、これは本来的にきちんと会計処理すべきものを簿外で隠したということでありまして、既存の枠組みにおきますデイスクロージャー義務に対して大変疑義のある取引が行われておると。これはそのようなものとして、粉飾決算と申しますか、有価証券不実記載と申しますか、その面からの問題点というのは監視委員会においてお調べいただけるものと考えております。

その上で、最近幾つかの上場企業で、これは金融も含みますけれども、建設業その他におきまして上場企業の破綻という問題が起きました。そのとき必ず起こりましたものは、破綻前の決算期におきますデイスクロージャーと破綻直後に整理して発表されたものとの乖離が余りにも大きいのではないかと、あるいは公認会計士がそれに加担しておったのかという問題提起でございました。

もちろん、その過程で先ほどの山一証券の問題と同様に意図的に一般の会計基準と異なる扱いを会社が行い、公認会計士がそれを補助してやったということになりますと、法に照らして厳正に対

処すべき事柄と思っておりますし、そういうったものとして取り組まさせていただきます。

しかし、もう一つその上で私が今問題意識を深く持つておりますのは、そういうった突然の大きな計数の変化が、貸付金の毀損、関連会社あるいは子会社に対する貸付金がある日大きく引き当てを計上せざるを得なくなる。あるいは債務保証を行つておきまして、その債務保証がある段階で子会社の破綻等によつて突然実行しなければならなくなる。したがって、子会社あるいは関連会社の破綻ということが起った途端に会計処理のルールとして今までは引き当てを計上しなかつたが一斉に計上しなければならなくなる。その取り扱い

は実は金融機関あるいは建設、ゼネコン等と共通に行われておきまして、それで急に資産、負債のバランスが崩れます。崩れた結果、経営のよくなかつた企業が破綻、銀行やゼネコンで破綻ということになりますけれども、それをのみ込んで健全に経営していつている銀行やゼネコンもある。

したがって、ここにある問題は破綻に至つた会社だけが特異な決算操作をやつておつたということではなく、貸付金の会計処理あるいは債務保証の会計処理という一般的なルールの中にもう少し見直すべき点がないのかという点でございます。

したがって、現在、貸付金に關しましてはかねて既に問題がございましたので、銀行の早期是正措置の導入とあわせて自己査定という手法を銀行に持つてもらい、貸付金の査定、つまり引当金の計上を適正に行うという方向の準備が進められておりまして、その手法が確立されればこれは私は他の業態にもそれを広げていくことができればよろうと考えております。

債務保証の問題につきましては、現在、公認会計士協会にお願ひいたしました、これは主としてゼネコンで起きますのでゼネコンを例にしつつ、その時点で債務保証について引き当てなりしかるべき会計処理をすべきかということの研究していただきたい、こう思つておりますが、その研究が

まとまりますれば、例えばこの間の三洋証券も債務保証が大きなきつかけだつたわけでございまして、から、こういった会計実務、会計ルールというものの整備をもう少し図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○橋崎泰昌君 御説明だけを聞いていますと、いや問題意識も十分持つていて、一生懸命やつていてという話ですけども、実は金融危機に際してそういうことをびしびしと片づけていけよというのを政府側から言明をされないと皆さん困つておられるわけですね。突如として破産した、突如として子会社あるいは債務保証が爆発した、いやそれはしょうがないんですよ、そういうわけにはいかないんですよ。それではデイスクローズして、いや私の会社は大丈夫なんです、こういうような状態ですよと言つておるのが全部デイスクローズの役に立つていなかったということになるように思ふんです。

今、デイスクローズというのは実は銀行を含めて言いますと二つございまして、金銀協が自主規制によつてデイスクローズのいろんな項目を決めて実行しておられる、今は全国銀行はそれを実行されておられるけれども実は信用組合や信用金庫の方は十分にはまだ行っていないよというやうな問題が一つと、それからもう一つは有価証券報告書、証券取引法で項目が定められていて、有取法上の有価証券報告書でデイスクローズがされておるという問題と二つあるように思ふんです。

例えば、ごく最近の北海道拓殖銀行を例にとりまして、個別の銀行の話をするとはいふけれども、不良債権というのは発表されていきます。破綻先債権が千三百九億、延滞債権が三千六百五十八億、金利減免等債権が四千三百六十一億、計九千三百二十九億ありますよと。これは有価証券報告書で報告されているわけですよ。

しかし、問題は、今、政府側がちよつと言われまして、に、債務保証であるとかあるいは子会

社に対する貸付債権等が破綻すると瞬く間に倍になつてしまふというような感じがするわけです。今、私は拓銀の不良債権を申し上げたけれども、有価証券報告書ではこれだけなんです、ざつと発表されていることは、中身は全然わからないわけです。

それについてはこういうような有価証券報告書の記載で十分であるというぐあいに政府側としては考へておられるんですか、どうですか。

○政府委員(長野麻士君) 貸付金に對します評價のあり方、そしてその開示のあり方につきましては一般論として先ほどお答え申し上げました。

銀行につきましては、私どもの証取法に基づきます一般企業と同列のディスクロージャー以上の義務が銀行法上課せられ、それに対応していただいておると存じますので、その範囲につきましては銀行局長の方から御答弁させていただきますと存じます。

○政府委員(山口公生君) 不良債権のディスクロージャー問題というのは真剣に取り組むべき議題だと思つております。

現在、どういふことでやっておるかといふと、各金融機関が統一した基準でもって数字を洗い出しているわけでございます。それで、先ほど先生おっしゃいましたように、ようやく来年の三ヶ月で信用金庫、信用組合まで全部同じ基準で公表するといふふうになりました。その公表の基準は破綻先債権、延滞先債権、金利減免等債権となっております。

破綻先といふのは、これは言葉どおりでございます、相手方が破産したとか、会社更生法の適用があつたといふようなものでございます。二番目の延滞債権といふのは、これは税法との関係がございまして、六カ月の延滞といふものを基準にしておりまして、それ以上の延滞になつた場合に掲げるといふふうになっております。それから、金利減免等債権は約定改定時の公定歩合以下の水準にまで金利を引き下げた場合といふふうな一つの基準でやっております。した

がつて、その基準で出てきたものは、もし隠していれば別ですが、きつちりそれをやつてい限りにおいてはどの銀行も信用金庫も信用組合も同じ基準で同じベースで数字を出します。それが十分かどうかという議論は先生の御指摘のとおりあると思ひます。

ちなみに、アメリカの場合は少し考えが違ひますけれども、やはり一つの基準をつくつております。端的に申し上げると、六カ月に申し上げたところが正確に言うところと違ひますが三カ月、このいふふうになっております。それから、金利減免のところは公定歩合云々というのをリストラクチャードといふことでちよつと何か条件を変えたらという基準が少し違ひます。そういう基準が違ふんです。ところが、ヨーロッパ等はほとんどそういう基準がない。自主的にやりなさい、

したがつて、国によつて対応が違ひますけれども、我が国においては一つの基準でもつてそれを出しなさい、それでディスクロージなさい、こゝうなつておるわけです。それで、私がしばしば二七兆九千億とか申し上げているのはそれをトータルしたものです。それが時系列的にずっと見ているとだんだん減つてきておりますよ、引き当て済みのもの、あるいは担保でカバーされたものを考えると要処理といふのも少しづつ減つてまいつておりますよ、だから全体としてはよくなつていると時系列的には言えますよといふことを申し上げておるわけです。

それと、個々の金融機関が不良債権といふ問題をどう抱えているかといふこと、またそれが破綻したときには實際その基準に当てはまらないものがとれない、つまり回収できないといふことで出てくるのではないかといふ問題は確かにあるわけでございます。ただ、基準を設けて開示しませんでした、ある銀行は物すごく厳しい基準で出してくる、ある銀行は非常に甘い樂觀的な考え方を出してくる、これはある意味では預金者にとつて誤った情報になるということでありまして、非常に難しい面

でありますけれども、できるだけその辺をきつちりディスクロージしていくという方向で考へていくべき時期に來たであらうと。

一つの基準でやつておりますのがよくよく全金融機関が来年の三ヶ月でそろつていく状況で、随分出おくれたなといふおしかりがあるかもしれませんが、本来金融機関はディスクロージすると預金者がどんどん取りつけに遭うんじゃないかという恐怖感があつたんだと思ふんです。しかし、現在の世の中は市場から評価されなければかえつてだめだといふことですから、これからはディスクロージをたくさんしている銀行ほど信頼される、その内容が何か問題があるとしても、全部それが公表されるという方がむしろ信頼を仰ぐという時代にだんだん入つてくると思ひます。

したがつて、この不良債権問題のディスクロージ一つをとらしましても、時代は変わつておるし、金融機関のマインドも変わつてきております。そのうした中で当局としてどういふふうな形でディスクロージを推進していくかといふ問題は緊急の課題になつていゝといふふうに承知しております。

○橋本泰昌君 ヨーロッパでは別段余り大した基準はないよ。ヨーロッパはヨーロッパでいいんですよ。日本は今や、先ほどちよつと申し上げたように、公的資金を入れるという議論をされているときにさてディスクロージをどうするかといふ問題が議論されていゝので、ヨーロッパでどうだろがアメリカでどうだろが国民の信頼を得な

きやいかぬ。我が国の企業はどうも隠しに隠しまくつていゝような感じがして、それを一体どういふふうなふうに考へるかといふのが現在の問題だらうと思ふんです。そして、会社の損益あるいは損失について、不良債権をどれだけ持つてゐるんだと。確かにバブルの影響で日本に特殊の現象がもしもせん。しかし、不良債権がどれだけあるんだと、危険性がどれだけあるんだといふことを表現しな

きやない。その不良債権が税務の基準に引張られて、緩くなつていゝのかきつくなつていゝのか表現の仕方が両方の角度から見えますけれども、要するに不良債権の定義がきつくなつていゝわけですね。そして、ほかにあるかもしれないねといふような状態で今ディスクロージがされていゝのではないかといふような感じがするんです。

しかし、このところは十分か十分でないかといふのは、制度としての議論を今やつていゝわけですから、おっしゃる通りに、政府の方は一つの基準で見てそれが大勢として多くなつていゝかどうかを申し上げていゝので個々の会社についてさてそれが適当かどうかを議論してはおけません、こゝういふ話ですからそれはそれで置いておくとして、制度の問題としては実は、先ほど政府側からお話になりましたように、デリバティブの損益が一体どういふぐあいに評価をされていゝんだらうかと。こゝういふ意味は、山一でも同じなんですから、山一の場合は、行平さんは仕組みでございゝますのでその損益について私はわかりませんといふようなことを平気で言つてゐるわけですよ。確かにわからないらしいですね、仕組み債といふのは、幾つもの商品がコンバインされていて評価がなかなか難しい、こゝういふことのようにございゝます。

こゝういふことは、デリバティブは非常に難しいといふこと、それから債務保証はこれは相手の会社を調べないと債務保証をしてゐるがいつ爆発するかわからないといふこととございゝますので、こゝら辺が不良債権の問題と含めてどのよう

にディスクロージされて国民の目に明らかにされていくのか、その点について御質問したいと思ひます。○政府委員(山口公生君) 銀行について申し述べたいと思ひます。デリバティブ取引は大変活発になつてきております。このデリバティブにつきましては、非常にリスク管理が難しい、いろいろなリスクが大きいといふことで国際的にもこれを規制すべきではないかといふ議論もありました。しかし、今の世界の大勢はそうではありせん。むしろ規制をして

いくよりはちゃんとデイスクローズをして市場がチェックをするような仕組みの方がいいのではないかと方向にきております。したがって、今、先生の御指摘のとおり、市場からチェックを受けられる形でデイスクローズしていく必要があるわけでございます。

それで、最近のデリバティブの伸展に伴いまして、金融制度調査会でもこのデリバティブ取引にかかわるリスクに関する情報の開示の充実が必要であるというふうに指摘されております。

したがって、全銀協の統一開示基準におきましてデリバティブ取引情報、オフバランス取引情報、リスク管理情報が開示項目として決められております。したがって、ここできつちりとその状況をデイスクローズするというふうになっております。

それから、お尋ねの債務保証につきましても、潜在的な偶発債務でございますから非常に大切な情報なわけでございます。これは金融機関の場合は業として行う与信業務の一部でもございます。したがって、金額も多しことから銀行法施行規則で貸借対照表に計上され、公表しているという状況でございます。

今おっしゃったデリバティブとか債務保証というところはこれから大変大事なデイスクローズ項目であろうというふうに思います。

○橋崎泰昌君 まず、債務保証については危ないなというところはよくわかるんだけど、危ない取引先だから債務保証しているわけですね。常に大きなあれがある。これはいわゆる不良債権であるとか延滞債権であるとか、そういう区分はないわけですよ。全体が怪しいか怪しくないかというところは、一つの幾ら幾らというところで出ている。債務保証の中で危ないものはこれよというのは表示されていないんじゃないんですか。

それから、さらにいえば、デイスクロージャーをデリバティブについてもやっている、またやらにやらぬということであるが、特に金融機関の決算は時価主義によるということで時価主義に

よって時価の表示をしなさいという規定がございます。例えば金融先物なんかですと時価がはっきりわかるわけですね。しかし、先ほど山一の場合で申し上げましたけれども、仕組み債ということでもやられるとこれは時価がわからないわけですね。

そういうような市場時価というものが無いデリバティブというのが現在横行しておるような感じがいたしますが、それについてどういうぐあいに対処しようと考えておられますか。

○政府委員(長野昭士君) 一般的に、銀行に限らずにお答え申し上げますけれども、デリバティブにつきましては、すべてのデリバティブ取引につきましては平成九年の三月期から取引内容等の記述を有価証券報告書上求めますとともに、契約額及び時価を財務諸表に注記事項として開示することになっております。注記事項として開示するという意味は、公認会計士の監査対象になるということでございます。これは上場デリバティブについて行っておりますけれども、非上場のデリバティブ取引につきましては十年三月期から時価を開示したいと考えております。

デリバティブは非常に複雑な取引でございますし、またリスクというものをどういうふうにするかはわかつたけれどもリスクはどうなんだという御質問が次に当然あらうと思っておりますけれども、そのあたりがわかり得るよう、取引内容等の記述を求めるといふのはどういふ性格とリスクを持った取引であるのかということがわかるような仕組みが考えられないかというようにございまして、諸外国の例なども参考にしながらさせていただいております。

債務保証につきましては、まず債務保証は、銀行局長が申し上げましたように、有価証券報告書上そういつたものがあるということは注記することになっておりますけれども、これにはまたはつきりとした債務保証にとまきませず、債務保証の予約とかいうような形態がございまして、それらも含めてどこまで開示を求めていくかということ

を公認会計士協会に考えていただいているわけでございます。

それから、その債務保証が子会社の状況によつていつ債務保証の履行が迫られるかどうかということにつきまして、その引き当てる計上時点ということを考えていかなければなりません。これは貸付金と非常に似た側面を持っておりますけれども、個人的な感觸を言わせていただきますと、従来の考え方がやや税務の基準に引張られたという印象を持っております。

税務上はやはり公平が第一でございますから、会社が更生法の適用を申請したとか破産を申請したとかいう客観的な事実があった場合に初めてそれを損金として認識する、どうも危なそうでございますから損金に計上させていただきますというものは決算操作の可能性がございましてから税務上は客観的な基準で会社更生法というやり方でございます。しかし、それを企業会計上もそのまま踏襲いたしたためにノンバンクなどがある会社更生法の適用になった瞬間にとつとロスが膨らんできたという嫌いがございまして、それを税務の目とは別に企業会計上だんだんと悪くなつていく状況に見合った引き当てをどう計上していくかということが、貸付金につきましても債務保証につきましても、これは公認会計士のすぐれた高度の知識の中で解決策を見出してもらいたい、こう考えておるわけでございます。

○橋崎泰昌君 御説明ありましたように、いろいろの問題点はございまして、微妙な点、すなわち債務保証の危険性だとかデリバティブのリスクだとか、そういうものについてまでデイスクローズは及んでいない。それを及ぼすのがいいかどうかというところは一つの判断であると思ひます。しかし、世間は情報開示、デイスクロージャーをしつかりやらなきゃと公的資金なんて出せないよという議論が行われているわけございまして、そういうものについてこれからどういふぐあいに対処していくおつもりであるのかこれからの選択の問題であるというぐあいに思ひます。十分その議

論を詰めていただいて、こまではできない、こまではできない、それでこれ以上はできないんだけれどもやっぱり市場で判断をせよというのがあるというの、政府としての決定が迫られているという感じがいたします。

時間がそろそろなくなつてきましたので、最後に大蔵大臣、今までの議論をお聞き届けいただきましたから、特に金融機関の責任問題、情報開示等についての御所見を最後にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) ただいま橋崎委員の御指摘、今日の預金者保護の万全、金融システムの安定維持、これに対する諸施策の断行に当たりましては当然のことであります。今日までもこのことはそれぞれの機関に周知徹底をしまつてきたつもりでございますが、これからもその趣旨を踏まえ、対応してまいりたいと思ひます。

○委員(長石川弘君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○委員(長石川弘君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○海野義孝君 平成会の海野義孝でございます。本日は、住宅金融債権管理機構の中坊社長には御多忙のところをわざわざおいでをいただきました。最初いろいろと御質問させていただき、よろしく願ひます。

ただいま金融、証券等の不祥事問題が頻発しておりますので、そうした中で金融システムの安定の

問題、あるいはまた預金者保護の問題等々いろいろ問題を抱えて終盤国会におきまして日夜大変な審議が続いているわけでございますけれども、願ひますれば、昨年の六月に成立いたしました住専関係の法案以降、やはりそのときが遠因となつていろいろな問題が今日に至つてきているというように私は思ふわけでございます。

そこで、きょうは中坊社長においていただきました。昨年の七月に住管機構が発足いたしました。十二月から本格的な住管機構の回収にお入りになつてちよつと九一年経過したわけでございすので、この機会に一度関係の委員会の中坊社長のお話を聞くという事は今後のためにも大変意義のあることであると、私はこのように思ひまして、きょうは限られた時間でございますけれども、お招きししてお聞きするわけでございます。

早速本論に入りますけれども、住宅金融債権管理機構が発足しましてから本格的な債権回収はちよつと一年でございますけれども、これまでの経過についてお聞かせいただきたい。

まず第一点としては、総勢どのくらいのスタッフで、そして譲り受け債権額は幾らで今日までのぐらゐ回収に成功されたというか、回収なさつたかという点について簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) それではお答えさせていただきます。最初から人数が千百名ぐらゐで発足をいたしておりました、その後ふえましたものとしてはやはり弁護士との関係が多ございました。それで、きょう現在、顧問弁護士等をまぜますと約六十名の弁護士が現在関与しているところが新しい移り変わりでなかつたかと思つております。

で、残りの二兆は一応正常債権、このように区別を受けまして譲り受けたものであります。

以上のことで譲り受けまして、昨年の十月一日という日がいわゆる譲り受け契約の効力を発生した日でございます。ことしの九月末でちよつと決算上も一応一年間を経たことになるわけですね。そういう意味では、昨年の十月一日からことしの九月末日までに回収したお金は六百八十六億圓に達しております。これは大蔵省の方に提出しております。いわゆる事業計画というものを考えますと、約二百八十八億圓計画よりも多く回収できたということになっております。

ちなみに、この事業計画というのを大蔵省に出しましたのは、多少私自身の判断もございすけれども、住専法では御承知のように十五年間で回収するということになってはいます。しかし私は、十年一昔と言うわけですから、それは長過ぎはせぬかと思つて約半分で回収するということを前提に置いてこのような計画を大蔵省に提出し、おかげさまで現在のところはその計画をさらに上回つておると言へると思つております。

○海野義孝君 私は、我が国のいわゆる金融行政、金融行政だけではありませぬけれども、依然として漸進主義的で、現在のいわゆるグローバルスタンダード的な面から見ますと、日本は大国と言われながらそういった行政の取り組み方というのは十年一日のごとく時代の変化に対応したアクションをつけるということが余りなかつたということが今日の問題を起している一つの理由だと思ひます。

そういう中で、今、社長のお答えによりますと、住専法では十五年かけるのを半分で回収をしてしまおうということは国民にとってみれば、あのときたしか残つた債権の中で二次ロスが出るおそれもあると言われた中で、期間をかければかけるほど住管機構の経費もかかるでしょうし、それはまた国民の負担になるわけでありまして、また二次ロス等が出るわけでありまして、こういつ

た期間の半分で回収してしまうというような考え方は現在の我が国においては極めて出色の考え方だと思ふんです。社長がかつて日弁連の会長もされた、今回の住専法案についてはいろいろなことが言われたけれども結局はあいつスキームでやつた、これについてはお互いいろいろな反省する部分もないではない、そういう中で社長が設立した際に半ば公約めいたことをおっしゃつたように私は伺ひましたけれども、これは大変今の我々司法あるいは立法、行政に携わる者として傾聴に値することだと思ふんです。

改めて、社長はどういう決意で今回のこの住専機構という厄介なものをお引き受けになつたか、一言簡単に聞きたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) 私は、御承知のように弁護士であります。それで、今回の住専処理というのは、基本的に言えば住専七社が倒産したということになると思ひます。そうであれば、当然に司法の場で解決されるべきことではなかつたか。ところが、現在の司法というものがやはり二割司法であつて、結局これだけ大きな規模になれば現実的にその解決処理能力がないというところが問題になつて今回のようなことになつたのではないかと。そういったことを踏まえて、当然のように弁護士として、司法の一翼を担つていられる者としてその責任は果たさなければならぬ、せめて回収の現場でも司法の理念を生かすという回収をしていく、こういう姿勢の人が一人は要るだろう、このように考えまして社長の職を引き受けたわけでありました。

○海野義孝君 社長は今敷衍されませんでしたけれども、私がいろいろ拝見した専門誌の中では、国民のためにこれ以上の負担はかけられないということをたしか引き受けたときにおっしゃつたことを私は大変感激して読んだ記憶があります。すけれども、その点は事実でしょうか。

○参考人(中坊公平君) 私は就任に際しまして、今お話しいただきましたように、国民にこれ以上二次負担はかけないということをまさに公約とい

たしました。それはやはり、正直言つて私はいわば現場の指揮官であります。回収というのはまさに債務者等の間の闘争、闘いでありまして、闘いに臨む現場の指揮官としてまず必要なことは一体何なのか。私は、みずから退路を断つことである、このように考えました。前しか進まなければならぬというふうに我が身を追い込まなければならぬ。これは、真剣なことではできないんじゃないか、私はこのように考えました。本当を言えば、正確に言えばなるべく国民に二次負担をかけないよう努力しますという言葉が一番正しいと思ひましたけれども、その中の言葉からあえてなるとか努力という字を削つて対応する、私はこのようにしたわけでありまして。

○海野義孝君 大変傾聴に値するお言葉であると思ひます。

次に、これは直接ではないと思ひますけれども、住管機構から檢察に對して告発等をなさつていられると思ひますけれども、これら内容の告発件数あるいは檢察の起訴件数及び主内容についてお差し支えない範囲でお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) 私は、先ほど言ひましたような国民に二次負担をかけるというのが唯一の目的であり、それを国民から委託を受けてやつていくという基本的な立場に立つたといつても、目的を達成するならどんな方法でもいいとは言へない、やはりその手続が大切だ、手法が大切だといふふうに考えました。

それで、私はその手続の問題点を二つに分けました。一つは、公正な手続でやる、道理の手続に基づいてやる、そして二つ目には透明な手続でやる、この二つの柱を立てたわけでありまして。その公正という概念の中には、幾つかあると思ひますけれども、その中の一つとして私は今求められておるのはやみの世界とどう絶縁するかという問題が非常に重要ではなかつたかと。私は、今、金融機関全体として不良債権がどの程度あるのか、二十兆とも言われておりますけれども仮に二十兆だとしてもそれは暴力団というものが、今は総

会屋で問題になっておりますが、この債権回収のときにもまた暴力団が登場してくるわけでありま
す。その暴力団というのはこのような場合はいわ
ゆる損切り屋、通称損切り屋と言われているんで
すけれども、要するに担保物件を何らかの方法で
毀損しまして、そしてそれはその人を排除しない
と売れない、そのようにしておいてお金をせしめ
る。そうすると、我々が不良債権の回収というこ
とは、へまをすると結果的には、仮に一割とした
としても、二十兆円の二割は二兆円の金の実は暴
力団自身を潤すことになる、これはいかげなもの
かと。そういうことから私は手続の中の柱の一つ
としてやみの世界と絶縁ということを標榜し、そ
れを実践する中でほかの金融機関も見習ってい
だきたい、このように考えたわけでありま
す。

そういうことから、十二月から本格的な回収に入
りまして、ことしになりました。一月十四日に広
島県警において脅迫事件を告発したのを初めとい
たしまして、この十一月二十七日に神奈川県警の
ところで競売妨害事件の告発に至るまで計二十五
件を告発いたしております。そのうち二十件につ
いては検挙されて目下取り調べ中でありまして、
現在そのうちのまた十七件が起訴済みであつて、
中には有罪の判決もあるわけでありま
す。

それでは、どのような罪が問題になっているか
といえますと、大きく分けまして二つありまして、
一つは回収そのものを妨害する刑事犯でありま
す。いわゆる脅迫であるとか強要罪、あるいはだ
まし、詐欺等が考えられますし、そのような罪名
のものが約六件ございます。そして二つ目には、
先ほど私が例示しましたように、まさに財産隠し
に伴う刑事犯というわけでありま
す。い
ろんなきずをつくるというわけですね、故意に。
それでいきますと、強制執行の妨害、普通財産隠
匿罪と言っておりますが、そのような罪、ある
いは入札妨害罪、公正証書原本不実記載、ある
いは有印私文書偽造、同行使といったような罪名
のものがあつまして、こちらの方が十九件あるわ
けであります。

ちなみに、それ以外に、刑事問題ではありませ
んが、暴力団などの不法占拠を排除する民事保全
処分が同じくことしの三月から現在まで十六件行
われておる、こういう様子でございます。

○海野義孝君 大変詳しくありがとうございます。
今後のいろいろな問題に参考になるようなお
話だと思ひます。

それで、先ほど冒頭におつしやいましたけれど
も、今後の譲り受け資産の回収の目標といひま
すか、住宅ローン関係というのは、これはもう間違
いなく十年、二十年たてばサラリーマン等の住宅
ローンの分は優良顧客でしょうから大方回収され
ていくわけでしょうけれども、いわゆる事業関係
といひますか、そういったものが現在何件あり
なつて、それがどのぐらいもう既に回収されて
いるか、それから全体的に見て回収の予定はいつ
ごろになるかということ、それからもう一つは、
最近引き続きまだ地価が下がっているというよう
な傾向にありますけれども、そういう面で譲り受
け資産の不動産の劣化状況等が今後の回収額に
いは回収時に妨害というか障害にならないか、い
ろいろ申し上げましたけれども、まとめてひとつ
簡潔にお願いいたします。

○参考人(中坊公平君) 先ほど申し上げましたこ
の一年間に回収した総額六百八十六億のうち、
いわゆる事業者ローンというのが約四千八百七十
四億ということになっておりまして、約三分の二
くらいが事業者ローンになっております。これの
大多数がいわば不良債権であつたということであ
ります。

それから、この債権回収に当たりましては、ま
さに今御指摘いただきましたように、地価の値下
がりというところは大変な影響があります。すなわ
ち、当社の譲り受け価格といひますのは平成七年一
月一日現在の路線価格を基礎に算出されておるの
ですが、現実にはその路線価格の平均価格にして
も全国で二〇％下落いたしておりますし、個別の案
件の中ではそれ以上にまた下落しているものもあ
るわけでありまして、そういう意味ではこのことは

当社の債権回収を図る意味において大変な障害に
なつております。

しかし、最近大蔵省の方も御理解、御了解いた
だいた方法といたしまして、この住専法のままで
は逆に損失処理されたものから回収してきたらそ
れは国庫納付ということになっております。そう
すれば、私の方の建前からいひますと、そうい
う路線価格、いわゆる地価が値下がりしたことは
これはやむを得ないことであつて、そこで二次ロ
スが出たからといってそれが国民の税金の負担に
ならない方法もあるんじゃないかなうかと。すなわ
ち、先ほど申し上げましたいわゆる損失処理され
たものを取つてきたらそれを国庫納付しないで、
その分と本来二次ロスから国民の新しい負担にな
る部分とを充たすればいいのではなからうかと、去
る九月からそれは次の通常国会にはそのように法
律を変えてあげようというふうに御支持いただき
まして、先ほど言ひました地価の値下がりについ
ては、新しい回収方法をもう既にことしの十月一
日から開始しておる、そのようになつてい
ます。その被害を防ごうと、このように考えてお
ります。

○海野義孝君 大変貴重なお話を披露していただ
きまして、感謝しております。

最後にもう一つ御質問いたします。
社長のお立場上、大変お答えにくいかと思ひま
すけれども、現下の金融不安定な状況及び金融シ
ステムの安定化に対するスキームの面での大混
乱、いまだ大枠のフレームさえ決まらないとい
う状況に今あるわけですから、こういう問題
につきましても、事の原因は間違ひなく私は住専か
ら始まつていふところですが、そういうことであ
る今、回収の現場で指揮をとつておられるお立場か
らして現在のこういう金融システム安定化に対
してのスキームの問題について、社長の御所見な
り、社長としての何か御姿勢でもいひたいと思
ひます。あつたら一言お聞かせいただきたいと思
ひます。

○参考人(中坊公平君) 私の一存の個人的な意見
です。

になるとは思ひますが、私自身は今でもこのよう
な私企業の倒産等の失敗のために国民の税金を
もつて償ふということは基本的に言へばまさに罪
なくして人を罰することになるのではないかと、こ
のように考えておりました。それ自体は決してい
いことではない、絶対に避けなければならぬこ
とではないか、このように考えております。

しかし、最近のように銀行の倒産になつてまい
りますと、旧住専の後始末という意味からはかな
り離れているようにも思ひます。何が一番違
うかといひますと、銀行には預金者というものが
あります。旧住専七社の当時はノンバンクであり
まして、債権者はみんな金融機関であります。金
融機関を助けるというが、そういうこともあつて
このような住専処理がなされていふという点も否
めないと思ひますし、そういうことになれば、預
金者という立場に立てば、これはすべての国民が
大なり小なり預金をしておるわけですから、そう
いう意味における今度は預金者保護という立場か
らの公的資金は導入される余地はあるのではな
からうか、例外的にそういうものもあり得るでは
ないか、このように考えるわけでありま
す。

しかし、それだけにやはり非常に厳格にその公
的資金の導入ということが規制されなければなら
ない。すなわち、どういう限度でという方法で、
またどういうルールをつくつて、またそのルール
がどのように実施されるかということについては
かなり慎重にかつ具体的に詳細な点に至るまで
決めたことが必要ではなからうかと考えて
おります。

最後に、私自身といたしましては、当社は、先
ほど言ひましたように、そういう意味における公
的資金を導入すべき立場にはありませんでした。
したがひまして、当社は今後やはり国民に二次
負担をこれ以上かけないんだということを唯一の
目的として会社運営を図つていきたい、かように
考えております。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。
もつとお聞きしたいんですが、時間が限られてお

りますのでこれにて御退席いただいて結構です。お忙しいところ、ありがとうございます。

次に、本論の罰則問題について入りたいと思いますが、この点については後ほど同僚議員から詳細についてまた御質問があれば伺い、今般のいわゆる金融不祥事等の事案に対する罰則強化という問題に關係することをいろいろとお聞きしたいと思います。

最初に、私は今回のこの罰則強化という法案をつくらせていくことについては異論はないわけでありまして、それと同時にもしっかりと当面徹底してやるべきことがあるのではないかと、このことだと思ひます。

具体的にお聞きします。關係各局、一言ずつで結構です。

十一月に相次いで大きな事件が起きましたけれども、これだけにとどまらず、ここ一年來、いろいろな不祥事は十指に余るものが出てきているわけでありまして、そういった問題に対しての取り組みは当然のことながら、最近、金融機関、証券、保険、こういったものに対する検査を具体的に強化されているか。具体的には、何件今検査して、何人投入しているかということについてお聞きしたいと思います。金融、証券、保険の順で一言ずつお願いします。

○政府委員(原口恒和君) 平成八年七月から平成九年六月までの平成八検査事務年度におきます金融機関、証券会社に対する検査着手の実績は、銀行等三百十五機関、証券会社等百七十二社となっております。

○海野義孝君 今それだけやっているんですか、検査を。

○政府委員(原口恒和君) 検査に着手した件数は、本省、財務局合わせて今申し上げた件数でございます。

○海野義孝君 ちよつと解せない面があります。そんなにスタッフがいるのか。たしか金融監督庁になつても全体で四百四、五十名だというふう

聞いていますけれども、総出でかつてこれだけ、四百七、八十社というものを検査できるというのはちよつと私の質問を取り違えていらつしやるんじゃないかと思ひます。

現在たまたま何社に入つて検査をやっているかというところをお聞きしたいわけですが。

○政府委員(原口恒和君) 失礼いたしました。現在は十二社に入つております。

○海野義孝君 その内容について、銀行、証券、保険の。

○政府委員(原口恒和君) 個別の検査の実態でございますが、個別についてはちよつとお答えを御容赦いただきたいと思います。

○海野義孝君 私は業態別に申し上げたけれども、何かお答えいただけないということ、今のお答えではちよつと状況がつかさへ把握できません。これはまた改めて機会を見てお聞きしようと思ひます。

いずれにしても、私は問題が起つたらおたおたしてしまつては検査を徹底的にやつていくという面がややおそくなるのではないかと、このことを危惧します。これはやはり徹底的にやつていかないと、片方で罰則強化といつても、罰則強化の法案というのは既に今まで目の目を見た問題について罰則強化しようといつてはいるわけですが、この罰則強化の目的は事前に予防していくという面があるわけですから、そうしますと、これから先の問題をほとんど検査をしていかなかったら、せつと罰則強化の法案をつくつてもこれは余り効果的じゃないというか、そういうふうに思ひます。これは私の意見であります。

それから次に、その点に關して昨日、衆参で集大からお話が一つありました。体制の強化や責任感、調査機能を伸ばしたものにしないで、ならぬ、このようにおっしゃつたかどうかかわかりませんが、そういう趣意のことをおっしゃつたと思ひます。

具体的にもう例えば政省令、こういったもので

発令されるとき、そういう準備に入られているのか、それとも、きのうおっしゃつたけれども、まだそれどころじゃないという状況ですか、一言お願いします。

○政府委員(原口恒和君) お答えします。

検査機能の充実強化ということ、特にその罰則關係といふことは、法令の遵守体制、そういうことに対しては最近のいろいろなものもろの金融機関をめぐる状況等も踏まえて大臣から御指示をいただいております。

具体的には言いますと、最近、検査官に対する法令遵守体制等の実態を把握する上での留意点を、具体的に指示をして、また問題点を見出した場合、告発を含め厳正な対応等を図ることを徹底しております。また金融機関等の選定に当たつては機械的な検査というのではなくて抜き打ち的な検査としての実効性を確保していく、あるいは研修の強化というようなことを図つております。

また、機構面におきましては、現在、総理府の金融監督庁設立準備室の方で新しい金融監督庁に移つた場合の機構・定員についての要求がなされております。これは予算編成過程を経て決まるものでございますが、この点についても引き続き關係各面の御理解が得られるよう今努力をしていくということでございます。

○海野義孝君 福井日銀副総裁においでいただきましたので、一つだけでございますけれども、お聞きしたいと思います。

これは昨日の多分衆議院での集中審議の際に總裁から御答弁があつたと思ひます。今の検査問題に絡んでありますけれども、今後日銀検査の手法を改善し、リスクの発見が十分にできることなどを目に日銀検査を強化していかなくてはならないと述べられ、検査、審査の体制強化を約束された、大変重い御発言をされたわけですが、先般の金融監督庁法案等の際も大蔵省の金融検査・監督と日銀の審査の問題等についていろいろと質問させていただきました。そういったことが大きな一つの論点になりました。先般の山一証券問題

において日銀がたしか六月に審査に入られたというところでありまして、そのとき山一事件についてはこれを発見できなかったというお話でございます。

私は、日銀、大蔵省、金融行政・政策等に携わる部局におきましては、やはり信用秩序の維持という面から日銀は大変な責任があるわけですから、そういう意味からすると日銀検査は、従来ですと日銀検査といふのは大蔵省の検査に比べてかなり緩やかなように我々感じたわけですが、も、実際にはお互いにもしあが段階で日銀検査によつてこの問題が、いわゆる簿外債務の問題等々が発見できていたならば今日に至らなかつたかも知れないというように私は思ひます。いわゆる山一自主廃業みたいなことには至らなかつたかも知れませんが、一概にそう言うのは短絡的かも知れませんけれども。

そういう意味でも、昨日總裁が改めていわゆる日銀検査の機能強化ということについて御発言されたということは大変重く受けとめておりますけれども、これに基づきまして具体的に日銀当局におかれましては總裁から何らかの指示がもう既に発せられてその準備というか、そういうことに取りかかる段階に入つたかどうか、あるいは今どういうふうにお考えになつていくか、副總裁からひとつ忌憚のないところをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) お答えを申し上げます。ただいま委員から大変重要な問題の御指摘をちょうだいいたしました。

審査のあり方に関しましては、總裁からきじきの御指示がもうございまして、むしろそれ以前から、先般日銀法の改正作業を御審議いただきましたときから審査の新しい手法の開発等について御指摘がございまして、私どももこの問題をしっかりと受けとめて、今改善の方向を目指して既に努力の過程に入つていくということでございます。

私どもの審査の特徴点を二つだけ申し上げます。

と、一つは、政府のなさいます検査と違ひまして、これは契約に基づいて、つまり相手先金融機関との間の契約に基づいて検査に入っているというところで相互の信頼関係をベースにして検査を行っているという点が一つの特徴でございます。

もう一つは、法令違反あるいは違法性のある取引のチェック、そういう点。もちろん、これは最終的に信用秩序の維持に絡む点でございますので、私どもも重要な関心事項でございますけれども、政府と私どもとの比較をあげて申し上げますれば、多少もちはもち屋、私どもの方は法令違反を具体的に個々の取引を追つかけるということよりは、むしろ当該金融機関の財務全般の健全性あるいは経営全般の健全性という形からのアプローチの方がより得意であるというふうな特徴が若干ござい

ます。しかしながら、最終的にはやはり信用秩序の維持にしっかり資するということは共通の目標でございます。私どもも、ただいま委員御指摘のとおり、事後的に罰則を科してすべて全うできるというものではなくて、むしろ事前のチェックが非常に大切であるし、事前のチェックを通じて当該金融機関自身の、特に経営者にリスク感覚をしっかりと持たせていただくということが一番大事だということ、そこを視点に据えながら検査の今後のあり方についても手法の改善に努めているということでございます。

私どもが今具体的に体制を新たに整備しつつあります一つの点は、個々の取引の云々ということを追つかけることももちろん大切でありますけれども、今のようによりデリバティブを含め簿外の取引まで非常に取引範囲が広がっている、あるいはほとんど技術革新を進めながら業務展開をしている、そういう相手を対象に検査をしていくということからいいますと、私どもが体制を整えつつあります一つの点は当該金融機関の内部管理体制を含むリスク管理体制全般がどうなっているかというところをチェックするというところであります。それは例えばある金融機関のフロントデスク、

つまり営業の一端とバックオフィスとの相互のチェック関係がどうなっているか、それぞれの責任者がどういう形でチェックしているか、あるいはその内部検査がどういう手法でこれを牽制しているか、最終的には経営者の意識はどうか、そういう仕組みのチェックでございます。

もう一つは、今申し上げましたとおり、デリバティブを含め金融の技術革新が進んでおります。これをやはり追っかけながら検査をしなければいけませんので、私どもの方も検査の内部に金融先端技術に関する専門家チームというものを養成しております。現に一部は稼働しておりますが、さらにこれを充実させる、そして金融機関がデリバティブを含めリスク量の把握ということを進める中で、私どももそれが適切かどうかきちんとこれをチェックできる体制をつくり上げつつあると、こういうことでございます。

○海野義孝君 最後の部分でデリバティブの問題についてもお触れになりました。これは午前中も植崎先生が御質問になったので私の質問をやられたなと思ったんですけれども、私は今後の検査の盲点というか一番問題点はデリバティブだと思ふんです。これはもう世界的にも、いわゆるベアリングス社が倒産したというのはデリバティブの失敗でありましたし、今後はこういったことは簡単に出てくる可能性がありますので、ここ一点にやはり今後の大蔵あるいは日銀さんの検査体制は強化すると。

御承知のように、アメリカの場合はいわゆるSECの中にそういうプロフェッショナルの集団が現実には検査スタッフとしているわけなんです。私もそういう仕事をしましたけれども、これは絶対に発見できるわけなんです。ということは、要は一部始終を経営トップが毎日見ていなければならないから、それをデリバティブなんかかわらないからといってすつ飛ばししているから問題が起きたときにはもう手おくれでどうにもならない、下手すれば会社が吹っ飛ばさず、こういう時代に入っていますからグローバルスタンダードを日本でも即

刻取り入れて検査機構についてもやっていただきたい、このように思ふんです。

それから、もう牛嶋先生にお渡ししなくちゃならぬ時間になったんですが、甘えてあと二つだけどうしても申し上げないと私の気が済まないことがあります。

一つは、どうしても不可解な問題は、私が証券出身だから山一のことを攻撃しないということじゃないんですが、北拓の問題です。

これは大変私にとつてわかりづらい問題でありまして、北海道拓殖銀行と北海道銀行が合併するという話は四月に持ち上がったわけなんです。私はこれはお互いの会社から出てきた話で大蔵省は関知しないということじゃないと思ふますよ。ところが、これが数カ月したころからもやもやし始めました。私どもが大蔵委員会でも北海道を視察に行つたときにも、地元金融界の御説明ということで道銀の頭取でしたか副頭取は見えたけれども、拓銀からは見えなかったんです。私は、はあ、これは大変だなと思つたら、その日、まさにその日に何かこの話が御破算になったというふうな話が出たんです。

私は、最後に大蔵大臣にお聞きしたいのは、あるいは山口銀行局長にお聞きしたいのは、不良債権の問題は一定のルールでやっているとそれから以上、倒産したときには三倍、十倍になるけれども、それはわからないというふうなお話をされたけれども、これはこれから例えばいかに公的支援ないしは公的資金の投入であるとか公的支援ないしは公的資金の投入であるとかいふことのために、これは国民というよりも権威ある参議院、国会が納得しないと思ふんです。これは党派の問題じゃないんです。グローバルでも金融問題は考えないで、多数で自民党が押し切つたとかそんな時代じゃないんです。私に言わせれば。

そこで、この点で一番のポイントになったのは例の中堅の建設業である東海興業なんです。ゼネコンなんです。これが倒産した。これは要するに縁を切つた、拓銀が、メインが。そうしたら

物すごい不良債権が出てきた。北海道銀行がこれは話が違ひじゃないかと、そこから始まつたんですよ。

ですから、不良債権の問題ということは、現にこれから預金保険法の改正やなんかの中でだめ会社同士が一箱になるなんて言っているときに、はいわかつたなんというのを認めるような大蔵省じゃないとは思ふけれども、何でもかんでも預金保険法を急いでくれないということがちらちら聞こえるけれども、私はこんなことをやったら日本の恥さらしだ。日本はこまで追い詰めても一向に改まらないと海外から言われると思うんです。現に海外の雑誌なんかをこらんなつたら、もう笑い物になつていくんですから。

私は、よくよくもうこの辺で心を入れ直さないとこれは大変なことになると。どんなことを言つたつて、為替、株式、債券、ジャパン・プレミアム、こういうふうなまさに市場原理に基づく完全競争によつてちやうどはつしと行われているこの資金は二千兆円とも言われているんですよ、全世界で一日に動いている金が。そういう中で問題です。それからよくこの問題は、今回成立しなかったのはそこにやや不透明な部分があつたんじゃないかと。

もつと言うと、私は後で申し上げようと思つてここに資料ありますけれども時間がないうちから言いませんが、大蔵省から金融機関、証券界、保険、天下りとは言いませんけれども、そこに再就職を求めた人たちのリスト、そういう中で現実に最近の金融の合併問題とかそういうことにノーと言つておる中に大蔵出身の人がいるということなんです。一方でややつてくれと言っている、一方では大蔵からだんだん言っている。調べればすぐわかることです。こういう時代になつていくということを本当に真剣に考えてやつていただかないと、取り返しがつかない。

預金保険法の改正の問題もいろいろ声が聞こえてきますけれども、こんな欠陥的な預金保険法の改正なんかをやつたら、早晩またその上に糊塗す

るような法案をつくらなくちゃならぬというよう
なことは物笑いです。

以上で私の質問を終わりますけれども、銀行局
長、最後に大蔵大臣、私の申し上げたことが間違っ
ているか、あるいは大蔵大臣がお考えになってい
ることが時間的に間に合うか、その点ひとつ所見
をいただいて、私の質問を終わります。

○政府委員(山口公生君) 拓銀の破綻については
大変残念なことでございますけれども、今、先生
の申されたことについてしばしば私もこの場で御
説明しておりますが、公表不良債権というのは一
定の基準で出している。きょう午前中でも御紹介
がありました。九千億ぐらいの数字になっている
と思います。

それで、公表というのは一つの基準でやってい
るということでございます。実質問題になった
のは、回収ができません。不良債権の中
でも半分ぐらいはとれるものはあるし九割とれる
ものもある、ほとんどとれないものもあるという
今度は回収の可能性の、要するに財務の健全性の
見方があるわけです。

そこで、道銀と拓銀とで相当見方が違ったと。
東海興業を例に挙げられました。これはその基準
に当てはめたら乗ってこなかったけれども、実際
回収は不可能であった。回収は、ゼロではあり
ませんけれども、毀損されるというような事態に
陥ったわけです。

したがって、各銀行ともに公表不良債権に
ついてきつちり公表すると同時に、なおかつ今、
早期是正措置の前提となります自己査定、債権、
自分の貸付金についても全部自己査定をして回収
がどれくらい可能かということとを絶えず自分で
チェックして、今期に償却をしなければいけない
という問題については引き当て償却をする、これ
は公認会計士にチェックしてもらうという姿であ
ります。したがって、その結果は全部自己資
本比率ということで明らかにされていくわけ
です。

今後、各金融機関ともに公表不良債権だけ出し

ておけばすべてが済んだという条件にはなりません。
私どもの行政も十全とは私は申し上げません。

しかし、一歩一歩そうやって進んでおりまして、
実態に近づく、またそれで自己規制を働かせた銀
行経営に進むようにしていきたいというふう
に思っております。どうぞ御叱正を今後ともいた
だきたいと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 海野委員の御指摘、聞
違っているなどという気持ちは全くありません。
今後のあり方についてのそれぞれの御指摘でござ
いますから、それはそれとして今後十二分に生
かしてまいります。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋正でございます。
今、同僚の海野委員から御質問がありました。少
し私、残り四十分を利用していただき、少
し観点を養って御質問をさせていただきたいと思
います。

参議院の大蔵委員会調査室から参考資料をいた
だいておりましたが、この中から私は四つデータ
を選ばせていただきました。それは四ページの罰則
強化の主な内容等をまとめた「別紙一」でござい
ます。それから、十八ページの「各国の金融機関
にかかると罰則等」、十九ページの「各国における
主な不正取引にかかると罰則等」、そして六十二
ページの「金融機関に対する検査・監督体制の国
際比較」の四つのデータであります。

このデータを調べております。我が国の今の
金融機関に係る罰則にしまして次の三つの特徴
点が指摘できるのではないかと思います。その一
つは、我が国の金融機関に係る罰則は諸外国、と
りわけアメリカに比べてかなり軽いということ
でございます。二番目は、我が国の金融機関に係
る罰則の中で調べてみますと、検査怠慢、虚偽報告
等に係る罰則、それからディスクロージャー違反
に係る罰則等の情報開示に係る罰則が相対的
に軽いということです。三番目は、我が国の金融
機関に対する検査・監督体制は、これも諸外国と
比較いたしますと、特にアメリカに比べて弱い体
制であるというふうなことであります。

この三つの特徴点はだれもが指摘できる何でも
ない特徴点なんですけれども、この特徴点が戦後
の我が国の経済発展の過程で、またこれまでの我
が国での金融行政と関連して形成されてきたとい
うものであります。現在我が国経済が直面して
いる金融危機と少なからず関連しているものと考
えなければなりません。そういう観点からこの特
徴点を中心に若干質問させていただきますと思
います。

午前中の植崎委員のお話にもありましたよう
に、罰則の強化の一つのねらいは金融市場で行わ
れる不正行為や違反行為を未然に防ぐという抑止
力の強化であるというふうな考えなければなら
ません。そういうふうな考えをいたしますと、こ
れまで我が国で、今先ほど指摘いたしましたよう
に、その刑罰が軽いということは我が国の金融市
場が安定して個々の金融機関も健全な経営を
行ってきたというふうにも解釈できるわけござ
います。

戦後、我が国経済の順調な発展を支えてきた多
くの要因の一つに私は安定した金融市場ないしは
金融システムがあったというふうな考えます。そ
うだとしますと、護送船団方式という陰口は言わ
れておりますけれども、戦後の金融行政について
は一定の評価が与えられていいのではないかと私
は思っております。

この点について、護送船団方式という言葉は大
蔵省はどういうふうな解釈されているのか、それ
も含めまして今の私のコメントに対してお考えが
ございましたら、まずお聞かせください。

○政府委員(山口公生君) 護送船団方式という言
葉について私どもが公式にコメントしたことはご
ざいませぬので私の個人的な感じも踏まえてとい
うふうにお断りした上で申し上げたいと思うので
ございますが、我が国の金融行政も究極の目的は
今と余り変わらなかったんじゃないかと思うわけ
でございます。それは預金者の保護、それから金
融システムを守ることだったと思います。
願わくば健全な取引先の取引関係も守ってあげた

いという気持ちは変わらなかったと私は思うわけ
でございます。

ただ、手法がどういう手法かということでござ
います。当時は各金融機関が比較的固定金利のも
とで収益を上げられる状況にあった。よほどのこ
とをしない限りつぶれないで済んだ。そうします
と、金融機関をつぶさないことがそういう目的
に一番ある意味では手っ取り早い仕組みではな
かったのだらうかと。つまり、金融機関が余り
もむちゃなことをしないのでつぶれない限りにお
いては預金者は守られますし、システムも守られる
取引先も守られる、こういう究極の目標がある程
度で完結できたのではないかと考えています。金融
機関も金利ほかいろいろな規制もあって、ルール
がありまして、護送船団という言葉については私
はかなり抵抗感を持つてございますけれども、戦
後の金融行政の中で混乱がなく来たという事実は
お認めいただくとすればそういうところにあつた
のではないかとこのように思うわけでございま
す。

○牛嶋正君 それでは、第二の指摘点に移らせて
いただきます。

第二の指摘点は、先ほど申しましたように、情
報開示に関連する罰則が相対的に軽いということ
ですけれども、これはかなり重い意味を持つてい
るような気がいたします。

先ほど申しましたように、この罰則というもの
が抑止力であるというふうな考えますと、情報開
示に関連する罰則が相対的に軽いということ
は、我が国においても金融機関の経営者が進んで
情報開示を行ってきた、そういうことでこの種の
不正な行為についても刑罰が軽くされてきたとい
うふうにも考えられますけれども、これはちよつ
と無理な説明になってしまふのではないかと思
います。私はむしろ経営者の自己責任原則が欠如し
ていた、あるいは情報開示の重要性の認識不足に
よるものではないか、こんなふうに思っておりま
す。

したがって、今私が指摘しました二の指摘点というのは、ひとり金融機関の経営者のみではなくて我が国の経営者全体がそうだったと思うんですねけれども、自己責任が情報開示に基づくものであるという認識が私はなかったのではないかとというふうに思っております。その結果がこういうふうな二番目の指摘点のようなものを生み出してきているのではないかと思っておりますが、この点について大蔵省はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 確かに今振り返つてみますと、当時の金融機関の経営者の自己責任の意識がどうだったかということでございますが、これはそれぞれ立派な経営者もいらつしやいました。私はすべてを悪いと申し上げるわけではありませんが、しかし、規制の金利の体系の中でつづれないという形で進んできたときに、どうしてもやはり横並びの意識といましようか、国民の皆様全体に対する情報開示というよりは仲間できつちりお互いに突出したことをやらないというような行為に結びつく傾向はあったかもしないと思います。そういう意味では自己責任の原則の意識の欠如、私どもにもそれは責めがあるかもしません、そういったところは否定できないと思ひます。

また、情報開示ということとはとりもなおさず違いを明らかにすることとさせていただきますので、違いを進んで明らかにするというのはほぼ自分達が優越的な地位にでもあれば積極的に行うという気持ちになるんでしょうけれども、そうでない場合においては、ともすれば大丈夫なんだから一々公表しなくてもいいのではないかとというような気持ちがあったのではないかとすることは今の時点で推測されます。ただ、一概に昔のことを批判しているつもりはございません。

○牛嶋正君 きょう私がこういう質問をいたしますのは、何も昔の金融行政を批判しようとか、あるいはこうであつたらよかったということじゃないんです。それは今の金融情勢の結果は全部過去の行のこういった金融市場の推移、あるいはそこで行

われてきた金融行政の一つの結果ですからね。したがって、今抱えている問題点を整理するためにはやっぱりどうしてもこれまでの金融行政の推移、あるいはどういうふうな観点で進められてきたのかということを振り返る必要がありますので、今質問させていただいているわけでありまして。ですから、この質問で終わってしまうわけはありませんで、この後にはこれからどうしようという話が出てくるわけでございます。

三の指摘点でございますけれども、これは先ほど申しましたように検査、監督体制が弱いのではないかということですが、これは戦後我が国で進められてきた金融行政のポインツが検査・監督というチェック機能よりは規制・誘導といった指導行政の方に置かれてきたためではないかというふうには私は思っております。言いかえますと、さつき取り上げました護送船団方式こそが諸外国に比べて我が国の検査・監督体制がやや弱いという結果をつくり出しているように思うわけですけれども、これについては大蔵省はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 検査・監督体制の強弱という点からいいますと、人によっては大蔵省が強過ぎたと言う方もいらっしゃるかもしれませんが。私の理解としては、くくって言いますと、事前的な監督よりは事後的な検査・監督というふうに変わつていかざるを得ないであろう、それが自己責任というものを前提とした行政への転換であらうと、そういう感覚を持っております。

たように、アメリカは今非常に罰則が強化されておりますけれども、これも一九八〇年代から九〇年代の初めにかけての住宅貯蓄銀行の倒産が相次いだときに強化されていったわけです。アメリカの場合には同時に検査・監督体制も強化していったというふうに私は見ております。このように、金融機関の不正行為や違反行為を未然に防ぐためには、罰則の強化も必要ですけれども、それだけでは

はやはり実効は上がらないわけでありまして、検査・監督体制の強化をあわせて行っていくかなければならないと思います。

そういうふうに考えますと、今回の法案の改正によりまして罰則が強化されていくわけですがけれども、私はさらに検査体制についても強化を怠ってはならないと思っておりますけれども、この点についてどのように対応しようとしていっているのか、お聞かせください。

○政府委員(原口恒和君) 先生御指摘のように金融機関のいろいろな法令違反、そういうものを抑止していく場合におきまして、罰則を強化すること、それから情報開示、そういうことに対しての検査を厳正にやっていく、これはいわば車の両輪というような関係になるのではないかと思っております。

検査体制の充実ということに關しまして、まず機構・定員面でございますが、先生御指摘のように、アメリカ等に比べるとかなり少ない要員でやっておるということは事実でございますが、最近におきましてはいろいろ關係方面の御理解も得ながら定員の増強にも努めてきております。引き続きその面でも努力をしてまいりたいと思っております。

また、限られた要員の中でできるだけ検査、特に法令遵守等のチェックに関する検査の充実強化を図っていく必要があるというふうに認識をしております。平成九検査事務年度におきましても、検査事務実施上の基本方針として、従来の資産査定とかそういう財務の健全性の項目に加えて、法令遵守体制のチェックといったところに重点を置いております。

先ほど申し上げましたように、検査官に対しては具体的なチェックポイントを指示するとか、あるいは対象金融機関の選定等に当たって抜き打ち的な検査の実施に努める、そういうことによって実効性を確保していく、あるいは新任検査官に対する研修を充実していくというような措置を講じております。

さらに、来年四月の早期は正措置の導入ということで現在検査のあり方そのものも見直しております。こういう中で今御指摘のあった点に十分留意をしていきたいと思っております。

○牛嶋正君　今まで説明してまいりましたことで大体御理解いただけたと思いますけれども、最初に私が指摘いたしました金融機関に係る罰則についての三つの特徴点というのは、大体我が国経済が順調に発展を遂げていた一九六〇年代から八〇年代にかけての期間に形成されたというふうに考えていいのではないかと思っております。この期間とは同時に金融市場が比較的安定した形で推移した期間でもございます。

この期間、我が国の金融機関は非常にと云つて、いいぐらい安定的に推移したわけですけれども、それはなぜであつたのかということです。

一つは、やはり規制・誘導にポイントを置いた金融行政の成果、これもあると思いますけれども、何よりも金融市場全体が資金不足の状態にあった、いわば貸し手市場であつたわけですね。したがつて、先ほどもちよつと局長がおっしゃいましたけれども、どの金融機関もまあまあ金融の仲介としての役割をそれぞれの場で果たし得たのではないかというふうに思つております。それだけに、商業銀行、地方銀行、そして信用金庫、信用組合、農協といった地域銀行、そういつたものがそれぞれ暗黙裏に決められた領域を持つておりまして、その中で金融の仲介の役割を果たし得たわけですね。

先ほどの護送船団の船団という言葉を使いますと、いわば船団を構成する一そう一そうの船が大蔵省が示す方向に向かってほぼ同じような速度で航行した、したがって船団の隊形を崩さずに進むことができたというふうに私はちよつと比喩的に申し上げたんですけれども、そんなふうに解釈しておられますけれども、この見解についてはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生の御指摘なさいましたいゆる貸し手市場という環境がそう

いったものを認めておったということは、私もそのとおりではないかと思うわけでございます。

逆に裏返しで言いますと、今の時代は運用の時代といましようか余剰の時代、余剰の時代ですから今度はお金を運用する方がいろいろなニーズを持ち出してくる。キャッシュフローからいって私はいつも預金だと思つていたけれども証券とデリバティブも少しやってみようかと、いろいろ複雑なニーズが出てくるわけでございます。

今、先生のおっしゃった時代は借り手はぜひ貸していただきたいと言っただけですから複雑なニーズが金融機関に出たとは余り考えられせんけれども、したがって時代背景というの、先生のおっしゃるとおり、いろいろあつたのではないかとこの感じは私も全く同感でございます。

○牛嶋正君 ただ、この期間一つだけ考えておかなければならない問題があるのではないかと思います。

それは、表面的には金融市場は安定的でありました。しかし、大蔵省が護送船団方式の名のもとに誘導ポイントをついた金融行政を進められてまいりました。そのために、金融機関の経営者が自分の判断で物事を決定し、その結果については自分で責任をとるという自己責任原則が余り働かなくなつたのではないかと、そしていつしか自分たちに課せられた社会的責任への自覚までも薄れていったのではないかと私は思うわけであります。

そうだといたしますと、この期間の金融行政に対する評価は少し私は割引をしなければならぬ。こういうふうにしておりませんが、先ほどちよつと褒め過ぎたかと思つておりますけれども、大蔵省はこの点についてどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(山口公生君) 社会的責任への自覚の問題は私が申し上げるにはもつと奥の深い問題だと思ひますので簡単に申し上げるわけにはいきませんけれども、社会的責任の自覚はそれぞれお持ちであつたと私は思うわけでございますけれども、ただ一方で規模を大きくすることが逆に競争

のメルクマールというような時代でもあつたわけでございます。そうしたときに、ともすれば自分の大きさを気にするという方に目が向いていたとすれば、社会的な責任とかあるいは自己責任ということについて、当時どういふお考えであつたのかという感じが否定はできないわけでござい

○牛嶋正君 今、これまでの金融市場の推移を振り返つていられるわけでございますけれども、この点で非常に重要な期間といふのは一九八〇年代後半から九〇年代の初めにかけて、いわゆるバブル崩壊以前の期間であつたのではないかと、こういうふうには私は思つております。私は、今の金融危機を分析するに当たりまして、バブル以前の約十年ぐらいの金融市場あるいは金融行政の展開をやつばりもう一度分析する必要があるのかなというふう

この時期はなぜ重要かと申しますと、先ほど申しました市場構造が、金融構造がこれまでの資金不足の状態から少しづつ金余りの状態へ移行していくわけでござい

と、先ほどの比較を使つて言いますと、金融システムを構成している船舶、この船舶にとつてこれまで追い風であつたわけですが、これが向かい風に変つたということですね。しかも、このような市場の状況のもとで金融の自由化が進められてい

と、経営に対する自己責任原則が十分に確立しないままに自由化だけが進んでいったためにこれまでの秩序立

私は、この混乱こそバブルであつたのではないかと

混乱がバブルを引き起こしたというふうに解釈しておりますけれども、これについてのコメントをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 先生のお考えは相当深い御質問の上での御意見でございますので、私も基本的にはそういうところがあるのではないかと、私

う感じはするわけでござい

その後、八〇年代の後半にかけましていわゆるバブル現象が起きたわけでござい

これは踏ではないかと思ひます。それは、やはり日本、私も含めまして日本国じゅうが何か新しい経済のステージに入つたといふような自信を非常に持ち、また土地は下がつたといふことがないといふこと

と、確かに先生のおっしゃる通りに、自由化の中で自己責任の考え方とともに金融の管理技術として定着していればもう少し何とかなつたのではないかと議論はできます。しかし、私も

したがって、今、金融機関も自由化の時代、国際化の時代、新しい金融システムに変わらうとしております。一番大事なリスクをどう管理するか、

び、それでそういった行き過ぎを防ぐといふよう

なことを今学んでおります。そういった経験を貴重な経験として、反省としてこれから対処していかなければならないと思つております。

○牛嶋正君 今のような説明を私聞きたかつたわけ

要するところ、非常に重要なバブル以前の十年間、ここで金融行政がどう展開されたかと。今おっしゃつたように、これまでの規制・誘導にポイント

一つだけポイントを上上げますと、あのとき財政運営の最大の課題は増税なき財政再建だつたわけ

これは先ほど比較的に申しました船舶の隊形がバブルで

し、安定した金融システムをどう再建していくか

ということだろうと思います。

私は二つ方法があるのではないかと思います。

一つは、とりあえず船団の中から一そうでも落後者をさすっていく。そうすれば、それが他の船にも波及して連鎖反応を起こさずに金融システムにある程度安定化に向かわせることができるだろうと。しかし、落後者が出てしまうとそれが他の船にも影響して連鎖反応が起こりますと金融システムはたがたになつてしまふと。したがって、破綻に追い込まれる前に何とか救済していこうという方法であります。私はこれはこれまでの大蔵省がとられてきた方法ではなかったかというふうに思います。そして、この方法は拓殖銀行とか山一証券の大型破綻で全く有効でなかったということが私は今証明されたんじゃないかと思つております。行き詰まつてしまつたと言つていいと思ひますね。

そうしますと、もう一つの方法を考えなければなりません。これは金融システムの安定化を進める場合に、これまでのような護送船団方式の考え方を捨てて、むしろ自分で航海できる者は残すけれどももう自分ではもう切り捨て、残つた者だけでも一度隊形を立て直してともかく前進をしていく、前へ進んでいく、こういう方法であります。ただ、その場合でも難破した船の乗客の命だけは救済しなければなりません。これが預金者保護である、こういうふうに思います。もちろん、救済の方法といたしましてはいろいろな方法が想定されると思います。

いずれにいたしましても、こういった方法で金融市場の安定化を図っていくということになりますと、この際やっぱり思い切つてこれまでの護送船団方式から完全に抜き出なければ、脱し切らなければこの方法でもうまくいかなひのではないかと、私はこういうふうに思ひますが、この点についてコメントをいただければと思います。

○政府委員(山口公生君) 全く先生のおっしゃるとおりでございますが、私の率直な感じもちょっと聞いていただきたいと思います。

私も護送船団方式を守ろうと思つてゐるわけではございません。もうそれは卒業したつもりでございます。ただ、個別の金融機関で例えばちよつと手をかけてやればまた立ち直れるところを何もしない方がいいのかどうかという問題はやはり残つてゐると思ひます。しかし、もう再建できないところ、あるいは破綻してゐるところを無理やり一そうなりともおくれさせてはいけなひということでは救つてしまふという行政も既に止つておりません。したがつて、拓銀、山一が護送船団の行政の破綻だと思つてしまひましたけれども、いろいろ御批判は受けますけれども、私どもがやろうとしていたことがでなくなつたということではなくて、それは新しい行政の展開として、しかし預金者は守る、投資者の財産は守るということとでシステムは揺るがさないようにしてゐるということとを今懸命に努力してゐるわけでございます。

大型の破綻が不幸なことにいろいろ続きました。できるだけそういうことがないのを私ども望んでおりますけれども、万一そういうことが起きたとしても我が国の経済がそれによつて大きく揺るがないようにしなければいけない、国際的な信頼を失わないようにしなければいけないということは今最大の眼目にいたしておるわけでございます。

ただ、すべてを整理してしまふという乱暴な議論にはとてもくみしませんけれども、一つのルールが今の段階で少しづつ確立されてゐるのかなというふうな思つておりますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○牛嶋正君 時間が来てしまひました。最後に大蔵大臣にお聞きしたかったんですが、また次の機会がございしますのでそのときにやらせていただきますと思ひます。

要するところ、いずれにしましてもこれから新しいルールづくりをしなければならなひと思つておきます。きょう、過去を振り返りまして、ルールづくり

に当たつての幾つかのポイントが指摘できたと思つておりますが、それに基づきまして次は質問させていたきたいと思つております。

どうもありがとうございます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。前回は拓銀の問題について質問いたしましたけれども、今回は山一証券のところから入らせていただきたいと思います。

昨日、衆参で予算委員会の集中審議がございました。その内容を十分つかまひまひました。昨日質問内容を確定していただいたために、午前中あるいは先ほどまでの質疑なども踏まえて少し質問内容が変わるかもしれませんが、その点は御容赦願ひたいというふうに思ひます。

山一証券の飛ばし問題でございますが、昨日、予算委員会で三塚大蔵大臣は、山一証券の簿外債務を発見できなかったことは、大蔵省の検査の限度を超えたと。これは正式に議事録を持つてゐるわけではございませんので、正確にはどのように発言されたかわかりません。検査の限度を超えるということはもうどうしようもないんだということとで先ほど来金融検査部長の方からもいろいろとお話を聞いているわけでありましたが、これでは実は困るのであります。

こういうものが二度と起きないように、そのために今回の罰則の規定などももちろんあるんだと思うんですが、検査機能という面で、大蔵大臣は、検査機能自体ではもう限界だと、こういう理解なんではどうか。それとも、もつとこの点は機能として強化をすれば大丈夫だ、あるいはこういう形ですればいよいよ具体的な考え方を持つていらつしやるんでしようか。その点、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 昨日申し上げた趣旨は、検査部が抜き打ち的にやるわけでございます。提出される書類をベラスに検査を行います。簿外債務は提出されておられませんというのを申し上げたわけでありまして、よつて、今後の検査は、先ほど来担当部長に指示したと申し上げて答弁してお

りましたとおり、検査の効率化、実効化ということに万全を期して、検査のポイントも今度の事件を教訓として追加いたしながら万全を期せと、こゝう申し上げておるところであります。

○峰崎直樹君 この罰則の強化の中身について先にもちよつと集中的にやつておきたいと思ひます。

諸外国との対比、先ほど牛嶋委員の指摘された資料を私も見ておるわけですが、アメリカなどの場合は、ここに記載されていませんが、こういう金融犯罪を起したらマーケットから永久に追放する、あるいは金融犯罪というのはしよせん割に合はぬものだ、これぐらいある意味では徹底した仕組みができてゐるやに聞いているわけでありまして。

この点は、今回ある意味では十分に入つてゐないと思ひますが、そういう点について、もつと補強をしていく、あるいは強化をしていく、そういう考え方というものはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(長野麻生君) 金融機関の中でも主として証券会社を念頭に置かれた御質問かと存じますから私からお答えさせていただきますと存じます。

我が国におきましても、証券会社の法令違反事案に対しましては行政処分規定がございまして、最も重くは免許の剥奪でございますし、御承知のとおり、六カ月以下の営業停止という措置がございまして。

どちらかといいますと、アメリカと日本とでその部分をとりましますと、アメリカにおきましては、先ほど来御議論のあります行政罰的なもので、お金で取ろうという考え方が強い。日本の場合には、行政処分という形で業務を制約しようという考えの方が従来の法体系としては強いのかなという印象はございまして。

なお、アメリカのSECなどがしばしば証券界から追放したというような発表をいたします。これに相当するものは私どもの世界では外務員登録

の抹消という制度がございます。これにつきまして、我々はそれなりの対応をいたしております。しかしながら、そういった問題を起した方の外務員登録の抹消というものはもう余り意味がないのではないかと日本では受け取られがちでございます。野村証券の例えは前社長に対して外務員登録の抹消をいたしました、これはお笑いぐさであるという新聞報道がなされたことはございませうけれども、そういった仕組みはシステムとしては日本は持つておるということを申し上げたいと存じます。

○峰崎直樹君 犯罪の防止という意味では、こういう見方をしているのかどうか、この点、大臣でもあるいは当局でも構わないんですが、どうも日本の金融機関に対する考え方というのはやっぱり性善説だったんだねと。基本的にはそんなに悪いことしないよと。しかし、これだけ各種犯罪あるいはいろいろなものが起きてくると、これはもう性悪説に立つて徹底的にやはり厳しくやっていかなくちゃいけぬと、こういうふうな転換をし、また法体系全体も、先ほど私申し上げましたように、こういう犯罪をしたらとて罰に含めなと、こういうところになるまでやはり変えていくべきじゃないか、私はそういう考え方を持っているんですが、この点はこのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(長野麻士君) 大変深甚な御質問でございます。先ほど局長が御答弁申し上げるテーマかどうか分かりませんが、先ほど銀行局長と牛嶋先生とのやりとりの中にもあらわれてきておりまして、たけれども、金融機関が万全の経営をやるということと期待し信じてながら行政をするという枠組みからだんだんとやはり行為に対する責任という考え方になってまいりました。

これらにつきまして、私は外国でもアメリカとイギリスとでかなり考え方が違うように思っております。アメリカは性善説に立ちまして検査というものを徹底的にやる、銀行の場合でありますと常駐検査官という形で徹底的に調べるというやり

方をとっておりますし、イギリスの場合には今の言葉ではどちらかというと性善説に立脚するのではありませんか、検査ということはやらないと。検査部隊というのはイギリスは持つておりませんが、経営者に対するいわば会話での指導によって経営体制を整えさせていくという感じでございます。

しかし、例えば簿外を見つけたかという点にしましては、アメリカのニューヨーク連銀も十年間に八回、大和銀行のケースでございませうけれども、ニューヨーク連銀自身が検査責任を持つておったわけで、それとも発見できずに、井口から我が方への通報を知って初めて承知したということとでありまして、イギリス側におきまして、これもまた日本勢でございませうけれども、住商事件あるいはペアリングズ事件といった、けさほど来御指摘のある簿外というものにつきまして、やはりそういった行政の過程では把握できなかったという悩みは持つております。

それに対してどういう形でこれから検査体制を再構築していくかということとはそれぞれの国が、今私どもは相互に連絡をとりながら検討いたしておりますけれども、そんな課題を抱えている状況でございます。

○峰崎直樹君 もう一つは、私は金融問題をずっとやっておりましてつくづく感ずるのは、この種の問題というのはおくれればおくれるほど非常に傷口が大きくなつていくような気がするんですね。しかも社会的な問題も大きいと。

実は、十二月九日付のエコノミストに、山一証券の社員だということ、きのう来たものですからそれを読んでいたら、大蔵大臣が十一月二十四日に記者会見された、巨額の簿外債務の存在を知つたか、大臣は十一月十七日だとおっしゃった、これが本当かどうか——山一の問題に就いて言えば、かなり前から雑誌やいろんなもので見えていましたから私たちも簿外債務というのは本当にどうかかなんて疑心暗鬼といえますか、九一年に同じようなことをやっていましたからどうか

なと思つておつたわけですが、山一証券の社員の人が、これは匿名でございませうから何も書いてありませんが、要するにわかつたその時点でなぜ山一証券が売買停止にならなかつたかと、こういう指摘をされているんです。

さらに、山一証券は廃業になるわけですが、大蔵大臣や、特に証券局長を名指しして、山一証券が廃業になるのなら証券局長も大蔵省の責任者も、いずれもやはりきちんとそこで廃業するぐらいの責任をとらなくちゃいけないんじゃないかと、こういう非常に厳しい指摘を、実は内部の人ですけれども、相当感情も高ぶっているだろうと思ひますが、こういう御指摘。

きつと今、金融機関関係で倒産をしている企業の中には、この問題がわかつていたならなせもつとそれを早く処置してくれなかつたのかと。そのところは私は非常に重要な問題じゃないかと思ひますが、この点はこのようにお考えになつてゐるのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 事実関係を申し上げます。

そういう手紙は手紙としてお聞きをさせていたできました。

山一証券から十一月十七日、簿外債務の存在について口頭で報告を受けたと局長より直ちに連絡があつたところでありませう。

同社に対しては、簿外債務の額の精査を指示いたしますとともに、早急に適切、必要な情報開示を行うよう求めたところであります。

○政府委員(長野麻士君) ただいま大臣から御答弁がありまして、簿外債務を自社の債務として認識したということであれば、その証券会社自身において投資家、一般取引関係者にディスクロージャーをする義務がございませう。

しかし、それはきちんと正確な計数を把握した上でなされるべきこととございまして、これは本来当局から、当事者の有価証券報告書の計数が確定しない状況で、ただ大きなロスが出たらしいという状況を漫然と市場に発表すべき筋合いのもの

ではないと考へておりますし、前回もこの委員会で申し上げましたけれども、私の念頭にありまして、グローバルスタンダードということになりませうけれども、ニューヨーク連銀が大和銀行の井口にかかわる簿外ロスを把握して、それから大和銀行自身をしてディスクロージャーさせるまでの間、八日間という日にちがあつたという意味では、私どもの対応が決して遅かつたと思ひたいというところを先日申し上げさせていたいただきましたけれども、繰り返させていただきます。

○峰崎直樹君 その一週間という日にちが長かつたのか短かつたのか、この点いろいろ判断があるところだと思ひます。

ちよつと今度は観点を變えて、日銀總裁、きょう大変お忙しいところおいでになつていただいているんですが、前回は副總裁に来ていただきました。日銀特融の四条件といひますが、特融というのは必ずこれは返却してもらわなくちゃいけないだということと条件にされてはいたわけでありませうが、この山一のいわゆる簿外債務は、これは果たして特融の四条件をカバーしているのかどうか。とりわけ寄託証券補償基金と言われているものが、やがてはこれでカバーしてくださるだろうという、恐らくそこら辺の約束事があつたのかどうか。

日銀として特融に踏み切つたときに、これは大丈夫だと国民に向かつて、当然これは最終的には日銀特融は返してもらわなければ大変国民に負担がかかつてくるわけでありませうが、そのあたりはどのように考え、判断をされたのか。大蔵省との話し合いなど、わかる範囲でよろしいんですが、明らかにできますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 私どもの行います特融につきましては、ただいま御指摘のように、特融を認めます四つの条件を私どももつくつておりますけれども、その中に中央銀行の財務の健全性を損なわないという項目を入れております。このことは、特融が返済をされるということを確保していきながら特融の実行をするということでございます。

が、山一証券に關して特融を認めました際の判断の中でこの点につきまして申し上げますと、山一証券は現状におきまして会社自体の報告によりまして基本的に資産超過の状態でございますので、今後同社が廃業、解散に向けて資産処分を進めてまいります中で、その資産の処分によりまして返済財源が確保されるというのが私どもの判断いたしました特融の回収の筋でございます。

ただ、長期間を要する廃業、解散の手続でございますから、仮に万が一、そういう手続を行いました結果、山一自体が債務超過の状態に陥っているというような場合には、これは資産を処分をいたしましても返済財源の確保ができないということに相なりますが、この点におきましては、私どもが特融を含めまして山一証券の対応につきまして政府といろいろ協議をしておりました中で、政府において本件の最終処理も含めまして財源確保のためにいろいろの方策を検討しているということとを承知しているところでございます。そういった選択肢の一つとして例えば寄託証券補償基金の財務基盤の充実や、また機能の強化等を図るということも検討をいたしておるというように理解をいたしております。

私どもは、そういう具体的な内容も含めましてさらに幅広くこの特融の回収が確保されるように政府においても真剣に検討をしているという情勢の中でございますので、そういった中で特融の返済財源も確保されるということを強く期待をいたしまして特融に踏み切ったわけでございます。

○峰崎直樹君　大蔵省にお聞きするんですが、今日銀総裁がおっしゃったように、強く期待すると、こうおっしゃっているんですが、その点については今さまざまな方法があると、寄託証券補償基金もその一つだろうけれども、どのようなことを日銀と大蔵省との間でこの点については確約をなさったんでしょうか。

○政府委員(長野彰士君) 何よりも大切なことは、現在債務超過でない山一証券の財産の散逸を防ぐことでございます。価値のある土地建物を低

価格で譲渡してしまつて会社の財産が減少するといふことを防ぐ必要がありますので、この点に置きまして、会社の中に顧問団みたいなものをつきまして、会社の財産の逸失になりそうな取引につきましてはチェックをする。これは本来法的に整理でございましたら破産管財人と保全管理人がやるべき仕事でございしますが、任意清算でございします。任意清算でございしますが日銀の融資がついておるといふことで資産の散逸を防止するといふ仕組みを入れさせていただいております。

しかし、ただいま総裁がお答えになりましたように、これから期間のかかる中で会社の資産、負債のバランスがどうなっていくかという点につきましては不確定要素は当然残っておりますので、大蔵大臣の談話として十一月二十四日に、寄託証券補償基金の発動は現在予定されていないが、本件 の最終処理も含め証券会社の破綻処理のあり方 に関しては、寄託証券補償基金制度の法制化、同 基金の財務基盤の充実、機能の強化等を図り、十 全の処理体制を整備すべく、適切に対処いたした といふ談話を発表いただき、この談話を前提と して先ほどの総裁のような御判断をちょうだいし たいということでございます。

○峰崎直樹君 証券局長、特融をやった破綻した金融機関ですね、山一証券もそうでしょう、拓銀もそうでしょう。今ちよつとお話しになつたのは、顧問団を組織したとおっしゃいましたか。つまり、会社のいわゆる財産が散逸しないようにという、そういう顧問団とおっしゃいましたか、ちよつと正確に聞こえなかつたんですが。

ちよつとついでに質問させていただきたいんですが、拓銀のときも山一の時もそうなんですが、こうやって特融もやりますよという大変な融資をしたときには不良債権、それから健全債権、きつと財産が担保され、しかもそれで優良になり得る債権までがばつさり切られて大変な被害に遭わないように、そここの管理する仕組みとしないのがどうもやはり一歩足りないんじゃない

かと。

つまり、拓銀なら拓銀の新しい役員の人たちが中心になつて進めているとか、あるいは山一の場合、今ちよつとおつしやつた顧問団とかいつたような、そういうった点を法的にきちんと、例えばアメリカで言うR.T.C.ですか、日本版整理信託公社のようなものにして、そしてそこがちゃんとその中に入り込んでいって、その破綻した金融機関の不良債権、優良債権の仕分けそのほかを管財人機能を持ったものがきちつとやるべきじゃないかというような考え方を持っているんですが、そのこのところはどのように考えておられますか。

○政府委員(長野縣土君)　会社資産の散逸を防止するという目的を唯一といたしましたら、本件は破産法で処理すべき案件だと考えます。しかし、破産法を適用しますと保全処分が全部にかかりまして内外の取引者・顧客に対する支払いは全部にとまりますから、あの時点でそれを行った場合とは、昨日、予算委員会集中審議のときに斎藤先生が悪夢とおっしゃいましたけれども、それが現実化したであろうと思います。

したが、いまして、内外の取引関係者には取引の結了を進めていただいて結構である、そして顧客は顧客資産の引き出しをしていただいて結構であるという枠組みの中で本件の処理をいたすことにないたしました。そういたしますと、会社が持つております例えば不動産でありますとか有価証券でありますとかいうものを今度は会社資産の処分としてどこか第三者に転売されるときに、それが公正な価格であるのかどうかということをチェックしておかないと今心配されております債務超過に向かつて動く可能性があるということで、営業休止の報告を受けましたのに対して私どもは証取法五十四条二項に基づきまして命令を発しまして業務の方法に関する制限の命令を発しました。その命令の中で、正確な名前は顧問委員会でございますけれども、顧問委員会を社内を設置して、委員会と協議の上業務を行うことという指示にいたしましたして、事細かに、これは新聞発表もいたした

ておりますけれども、例えば土地の売却をするような場合にはこの顧問委員会の了承のもとに、それは一件一件の了承になりますのか包括的な了承になりますかはやりようがございませうけれども、そういう形でそういった資産の散逸を防止する措置を証取法に基づく命令としてとらせていたのだと、こういうことでございます。

○政府委員(山口公生君) 拓銀の処理に関して御報告を申し上げます。

拓銀の破綻に際しましては、日本銀行からの特別融資を受けられることになりましたので、窓口はあけたまま営業ができるようになっております。それはなぜかといいますと、北洋銀行が受け皿銀行になっていただいたからでございます。したがって、今、預金者が預金もできますし、引きおろしもできます。貸付先に貸し出しもできます。すべて今までどおりでございます。

しかし、一点だけ守つていただきたいことがあるということでも業務改善命令を出しております。それは、これ以上資産の劣化をさせないでくださいと。つまり、最終的には預金保険機構が面倒を見ますから、いたずらにどんどんその不良債権を劣化させていきますとますますこの費用が膨らみますからこれはやらないでくださいという命令は出してあります。

したがって、部内では業務監査委員会という会をつくり、弁護士、公認会計士といった第三者を加えたメンバーで融資すべき案件について、健全な先には融資していいですよ、取りつづぐれになりそうなどところはだめですよといううなことを審査しておりますが、正常な取引先である限りにおいて資産は劣化しない形で継続させることができております。これはひとえに北洋銀行が受け皿になつてくれたからでありますし、日本銀行が二十五条を発動してくれたからであります。

そういう状況になっております。

○峰崎直樹君　そこなんですよね。この間もちよっと質問しましたけれども、いい資産と悪い資産、その間のグレーゾーンのところが一番問題

日銀総裁にちよつとまた。

そういうのを見て、これは決して日銀だけにこの責任を言っているわけじゃないんですが、日銀が〇・五％に低くして、なおかつ、要するにコール市場でいえば翌日物のようなものはもう公定歩合よりも低いところで抑えて、どうぞお借りください、どんどん買ってくださいとおっしゃっているんですが、実際には末端へ行くとほとんどこれが借りられていない、あるいは貸してくれないというところに行っているんですね。

こういつた金融緩和によりまして、設備投資とかあるいは住宅購入を行う際の資金調達のコストも安くなりました。また、企業の収益を下支えするといふようないろいろの経路を經まして経済活動の回復に貢献してまいつたところはございますけれども、我が国の経済の現状を見ますというのと、依然、企業の不良債権から生じますいわゆるパランスシート調整をなお行なわなければならないという問題や、またこのところ続いております産業構造を再編していかなければならないというその構造的な圧力といったようなおもしろがかつておりまして、今日もなお自律的な回復軌道への移行を行うところまでは確認ができていない状況でございます。

また、景気の現状を見ましても、このところ企業の状況は減速の傾向を強めておりまして、企業の景況感もお慎重なものとなっております。

こういう状況でございますので、やはり私どもとしましては経済全体の足取りをもっと確かなものにしていくことが大事であると考えまして、当面の金融政策の運営に当たりましては、これまでと同様に引き続き金融の緩和基調を維持しながら情勢の展開を注意深く見守ってまいりたいと思っております。

ところでございますけれども、この間におきましてただいまのお尋ねにございました金融機関の貸し出しの伸びがこのところずっと低調であるというところもこれは事実でございます。

金融機関の現状についてでございますけれども、確かに金融機関内部ではこのところ、経営の健全性あるいは効率性を高めるといふ観点から、また従来のバブルの反省から、貸し出しに關しましリスク管理の強化あるいは収益性の重視といふところを打ち出す先がふえております。金融機関がこういう努力をいたしておりますことは、我が国の金融システム全体を強化していくためには避けて通れない過程でございますけれども、これを企業の側から見ますというと、どうも金融機関の

實際には、これまでのところ金融機関の貸し出しの伸び悩みの基本的な原因は企業側の資金需要が全体として盛り上りを欠いているということが原因であるという面が大きいと思いますけれども、私どもとしては、金融機関側の姿勢が行き過ぎまして、健全な経営を行っている企業でも借り入れが難しくなるとか、あるいは貸し出しが非常に絞られまして、このため金利が全般的に上昇するといったようなことがないかどうか、ここはそういう観点から融資状況について今後とも丹念に見てまいる考えでございます。

○峰崎直樹君　今おっしゃられた中で資金需要というものが余りないんだというような雰囲気を感じとちよつとおつしゃったんですが、私はそうではないんじゃないかなというふうに思っているんですけど、先ほど牛嶋先生もちよつとおつしゃっていました。金が必要ない時代から金が必要になってきた。ただし、金が必要で独自に資金調達できるのは大企業だ、杜債だとかコーポレート・バレー・パークとかそういうことを通じてできると。中小企業はとてものう力を持っていないからどうしても間接金融に頼らざるを得ないと。その中小企業への貸し出しが、いわゆるBIS規制だと来年の早期は正措置を踏まえて、非常に金利が安いにもかかわらず、相手の担保を見てなかなか容易に貸してくれないということにきているのではないんだろくかと思うんです。

ですから、このところを私は大変重要なポイントだと思つて前の十一月十日に、いわゆる財政構造改革のときにあえて申し上げたんですが、不健全なものを直せと言っているんじゃないんです。健全な金融機関でも非常に今貸し渋りというもののが起き始めてきているのではないかとすれは、これは恐らく自己資本比率がかなり劣化してきているんじゃないか、この間。これは破綻した

こういう金融機関の現状、貸し渋りになっている現状の背景にそういうものがあるとすれば、それに対する対応というのは私はやはり今とられるべきではないかなというふうに思うんです。その点、大蔵省としてはどのように考えておられますか。

○政府委員(山口公生君) 貸し渋りの問題は、今總裁が申されたようないろいろな側面があると思います。一律にこうだと決めつけるわけにいきませんけれども、資金需要がもともと低迷な中でも起こり得る話であるということは私も認めざるを得ないと思います。それは、BIS基準あるいは国内の基準を達成するという一つの要請がある中で、一方で例えば格付機関は不良債権の処理をどの程度やったかということを変最近では評価するようになりました。表面的な自己資本比率よりは不良債権の償却あるいは引き当てをどれくらいやったかということを問題にするようになりますと、自分の蓄えあるいは含み益、そういうものを引き当てをする、あるいは償却をするということを考えてやる。よく新聞に出ておりまして、どこどこ銀行がどれくらいやった。これは本当は時間をかけてやろうと思っていた銀行もあるかもしれません。しかし、それがやはり格付と

いうようなマーケットの評価を気にしますと、どうしてもできるだけそういうことをやろうとする。しかも、株価があいにく低落了した。そうすると、余計にそこは安全を見なきゃいけないというところで自己資本比率を償却しながらなおかつ八%や四%を維持するということを考え出すわけです。

そうした場合に、資産の中でリスクウエートの高いもの、国債なんかリスクウエートはゼロですが、これは幾らふやしてもいいんですが、リスクウエートの高い例えば貸し出し等について慎重になるというのは一つの流れとしてはあり得るかなと思います。ただ、それが極端になつていく場合は、それは大変な問題でありますし、銀行ビヘービアそのものの問題になると思いますけれども、資産の減らし方も例えばローン・パティシペーションとかいう形でリスクのシェアの方法もあります。いろんなやり方があると思います。しかし、そういった現象が仮に起きているとすれば、それはやはり何らかの対応が必要であらうということ、せんだつての経済対策の中でも、こういうときこそ政府系の金融機関、中小公庫、国民公庫、商中あるいは保証協会等ができるだけのバックアップをしましょうということと枠を相当広げた思い切った備えをしております。

もちろん、金融機関がとてどもこれはリスクが大きくて貸せないというところを政府系が貸しなさいとは言えません。これは政府系だって不良債権をわかつた上で抱え込むわけにいきません。しかし、健全なところがそういう事情でどうしても困るということであれば、それは政府系がきちんと対応するというふうな今いたしておるわけでございます。それで対応していくことを期待していただいております。

○峰崎直樹君 アメリカの金融破綻をずっと追っかけて、S・アンド・Pの破綻以降ですと見ていると、どうも日本の場合とよく似ているなと思うんですが、ぐずぐず出して失敗をする、先送りで失敗をして、ある意味でR・T・Cをつくってやり始め

るんです。あと、アメリカの場合は、不良債権の流動化という第二段階に入つたときに、直接金融というんですか、ジャンクボンドとかそういうのが随分あつたんですが、日本ではそれが存在してない。そうすると、日本ではその不良債権の流動化問題、さつきの中坊さんも随分苦慮されているんですが、流動化を進めるというのがなかなかうまく進んでいない。

ここを進めるのももちろん重要なポイントなんだと思うんですが、もう一つは、私の方でお話ししたのは、実はそういう劣化した資本のところにある程度優先株という、そういうものを公的な形で支援をしていくという仕組みを、きょうの新聞に載つておりましたけれども、自民党がそんなことを何か考えて三pointsとめられているようですね。預金保険機構の財源強化とか自己資本比率の増強策の検討、不良債権回収のための体制整備。これはまだ決まつたものかどうかかわらないんですが、私はその中身は臨時国会が終わつてから大蔵省と自民党あるいは与党の間で決められるんじゃないかと、この公開の国会の中では議論されてしかるべきではないかなと。きのうの予算委員会の質問でも、公的支援という言葉と公的資金という言葉と違ふんだということと随分整理も苦労されてお話しされていましてけれども、このいわゆるR・T・C型と、それから優先株を出していつたR・F・C型というふうなものを今入れるべき時期なのか、要するにそういうものを入れるべき時期なのかどうなのかということについてやはり十分国会の中で議論をして決めていただくように私は国会のなかで議論をして決めています。ここは大蔵大臣、政府の、また自民党の中の実力者としてぜひその点を明確に出していただければと思うんです。

○國務大臣(三塚博君) そのことは衆参大蔵委員会初め予算委員会、特別委員会等においてその都度御質疑を受ける前に申し上げてきたつもりであります。国民の議論の高まりの中で、国会論議の高まりの中で、また政府・与党という議会制民主

主義の枠組みの中でありまして、そこで協議を続けていただく。しかし、それを持つばかりではなく、私から、一連の今日の取りつけ、いわゆる破産、それからその他の金融機関の事態が起きたことにかんがみ、大蔵事務当局としてもあらゆる選択肢を点検し、検討し、何ができるか、またやらなければならないかということまで至急検討に入れたと、先週の頭でございましてそのことを指示いたしておるところであります。

党本部を中心に宮澤元首相を本部長として議論が行われておること、またその他の専門セクションにおいて研究が行われておること、そのことが新聞報道で出ておるわけでありまして、与党は内閣を支える責任からそれを行うことは当然のことだと思ひます。また、連帯を組んでおります社民にしろ、さきがけにしろ、これにまたアブローチをしろ、協議が行われていきますことも政党政治の原点から当然のこと、責任を果たしておることだとも。また、院内政党としての各党におかれましては、この議論が行われることを私どもは重大な関心で見詰めておるわけでありまして、この数日来、各党の代表質疑の中で本件についての議論、賛成、反対を明示しながら、余り賛成が野党の方にはございませぬけれども、私は反対の立場という前提で言われることなどを重大な関心を持ってしっかりと受けとめながら、何がやれるのか、国民世論の最終の動向を見きわめて決定をしていかなければならぬ時期に來ていることだけは間違ひございませぬ。

○峰崎直樹君 公的資金導入のありようの問題について余り明確なお話がなかつたので非常に残念なんです。ぜひこの点だけは私要望しておきたいと思ひます。デイスクローズの問題はまた後で申し上げますが、公的資金を破綻処理に導入する場合に、その破綻処理方法が一番コストが安い、このことを納税者である国民にやっぱりわかつてもらう必要があると思ひます。そこは大蔵省、非常にすぐれた人材がたくさんおられるわけでありまして、こういういろいろな方法があ

る中でこれが一番破綻処理が安いぞ、コスト的にタックスペイヤーから見たら一番この点が安くつくんだと、この点をぜひ最大の原則に踏まえながら検討をお願いしておきたいというふうな思ひわけです。

それで、今度はデイスクローズの話にちよつと移つていきたいんです。

大蔵大臣、昨日、デイスクローズの問題で発言をなさつておられます。年末に各金融機関の不良債権額を公表するように指示する、こういうお話なんです。これは新聞の記事ですから確認をしたいと思ひますが、問題は、不良債権額というのは、従来基準の例の破綻先あるいは金利減免というふうな、従来の方法による不良の開示なのか、私は、これでは余り意味がないんだと。前回、私はアメリカのSECの基準はもっと厳しいねと、これならこれの基準でおまえさん方一回開示してみろと、こういう形で考えて、昨日指示をおろすとおつしやつていましたけれども、そういう考え方なのかどうなのかということなんです。その点はいかがなんでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) これは従前、三月と九月、我が国は半年ごとに発表いたしております。合衆国は三月月ごと。このルールに従つて集計をして出す、こういうことでございまして。

○政府委員(山口公生君) 今、アメリカは三月月ごとというふうな大臣が申されましたけれども、基準が六カ月、三月月の問題だということでございます。すので、ちよつとつけ加えさせていただきます。

大臣が申されたのは、今九月時点での集計中でございます。それは年末までに急ぎ出す、こういう御趣旨を申されたわけでございます。それはなぜかといいますと、公表不良債権、確かに先生はそれで十分だというお感じをお持ちだと思ひますけれども、ずっとその基準でやってきております。それで、その傾向を見ております。その傾向を見るところにはある意味では大変大事なことでありまして。それが十分か十分でないかという議論は私も十分に承知しております。しかし、一

つの基準を設け、それで全銀協で統一基準をやつて、それでずつと経年で見て、しかも引き当て額もずつと見ています。そうすると、観念的に言う要処理という、担保の評価もありまされども、そういう概念で趨勢を見ているわけでございます。その趨勢を見るということはある意味では非常に大事で、ふえるかもしれない、減るかもしれない。それは十二月に急いで集計をしないといふに言われておりますので、今鋭意やっておりますのでございます。

その話と今の基準が十分かどうかという話はまた別でございます。大臣はそれについてもある程度の前向きな姿勢でディスクロージャーをやらないといけないという趣旨を申されているわけでございます。

○峰崎直樹君 ある程度前向きというのは、要するにSEC基準より厳しい開示基準ですよということなんです。そこが一番聞きたいんです。○政府委員(山口公生君) 実は、従来の基準も結構これはいろんな議論を踏まえてつくつたものでございまして、この基準ですら来年の三月期で借金、信組まで全部そろわけてです。それで、ではその時点でまた新しい基準で、例えば先生は今アメリカのSEC基準で申されましたが、これは世界一厳しいですけれども、それではやるのかというのとはまたそれは議論しなきゃいけない問題ではありますけれども、ディスクロージャーの問題が非常に大切なという意識は大臣強くお持ちでございますし、我々には検討の指示がおりているといふに心得ております。

○峰崎直樹君 今なぜ私がこういふに言うかという、倒産、破綻をしてみると、どうも今まで言つておつたやつは何倍だ、あるいは時には二十五倍だったこともございましたね、そういうものを見てこれは本当の意味でディスクロージズされていないのじゃないかということ、私が言うんじゃないんです、これは国民も見ているだろうし、恐らく世界各国の金融当局者等が日本のディスクロージャーはディスクロージャーになつていない

のじゃないかといふふうに見ているのじゃないかと思うんです。これは私もアメリカの議会の報告書を読んだことがございまして、そこに早くメスを入れてきちつと一番厳しい基準を、世界の最も債権国として、経済的には大きな国として私はそれは義務だろつと思つてます。そのところはぜひお願いしておきたいと思つてます。

そこで、建設省にちよつと聞きたいんです。今、金融機関の問題を話していますが、その根拠のところはやっぱり土地、不動産、そういうところなんです。建設業、ゼネコンの問題がよく議論になるんですが、今ゼネコンと言われているものが不良債権を一体どれだけ持つていのか、そしてこの間、東海興業あるいは大東工業だとかいろいろ倒産をしたけれども、倒産をしてみると不良債権が言つておつた金額よりもまた大きくオーバーしているんです。そういう点は建設省はちゃんとつかんでいるんでしょうか、お聞きします。

○説明員(中山啓一君) 建設省としてゼネコン業界が抱える不良債権をどのように把握しているかというところでございまして、建設省の外郭団体であります財団法人建設経済研究所が本年七月に有価証券報告書をもとに取りまとめた調査報告書がございまして、

これによれば、一部上場建設会社大手五十六社でございまして、一年以上支払いが滞つてい工事代金、完成工事未収金でございましてそれから、これが約一兆四百億円でございましてそれから、関係会社への出融資、これはすべて不良化しているわけではございませんが、約一兆六千八百億円でございまして、債務の有利子負債、保証債務でございましてはございまして、有利子負債が約九兆五百億円で、それから保証債務が約二兆九千二百億円でいふふうな結果が出ております。

それから、例えば倒産した東海興業の不良債権の額などにつきまして、倒産前に公表されていた

数字と実際の数字で違つていたといふふうなことについてでございますけれども、建設省は建設業法という法律に基づきましていろいろ建設業者の監督をしておりますけれども、建設業法では毎年決算が終わつた後四カ月以内に貸借対照表などの財務諸表を許可行政庁、建設省などへ提出していただくこととなっております。例えば東海興業は、平成八年十月期における決算でございますが、これに關する財務諸表は平成九年二月二十二日に建設省に出して受理いたしております。

ところが、七月四日でございますが、更生法の申請をいたしましたわけでございまして、その際にはいわゆる修正貸借対照表と言われるものを会社の方が裁判所に出しているわけでございましてけれども、これは建設業法上は我々に届け出が義務づけられていものではございません。しかしながら、会社が公表した資料や報道により建設省としてはその内容を知つたと、把握したということでございます。

○峰崎直樹君 要するに、大蔵省の言っていることもなかなかあれで、建設省も建設業界のまたどうも実態を十分つかんでいようじゃないと。それが一体責任を持つてその不良債権の実態をつかむのかという、ここがどうもある意味では非常に欠けているんじゃないかといふふうに思つてます。もう時間がありません。最後に労働省と大蔵省にお聞きします。

いわゆる破綻した場合に、当然のことながら雇用問題がある。新聞紙上では受け入れてもいいとか、いろんな形が出てきています。大蔵省及び労働省としてはこれをどういふふうにとらえ、そして大蔵省としてはこの雇用問題、例えば来年就職が決まつていたところがあるはずですよ、拓銀にせよ山一証券にしても、こういふところに対しては対応はどういふふうになさつておられるのか、あるいは今後どうしようと思つておられるのか、そのことを聞いて私の質問を終わりたいと思つてます。

○説明員(太田俊明君) お答え申し上げます。

金融機関等に経営問題が生じた場合には、それぞれの企業が従業員の雇用問題につきまして最大の努力をすることが必要であると考えておりますけれども、政府としても雇用問題の発生を最小限にとどめるために適切に対応してまいりたいと考えております。

このため、ヒアリングなどを通じて当該金融機関の状況を十分把握するとともに、関係省庁とも連携しながら、離職を余儀なくされる場合にあってはできる限り失業を減らすこと、円滑に再就職できるように支援を行つてまいります。また、雇用調整助成金に係る大型倒産等の事業主の指定基準を早急に見直すなど、関連企業における失業の予防のための措置を講ずること等によりまして適切な雇用対策を推進してまいります。

特に、山一証券につきましては、労働省に山一証券等の雇用問題連絡協議会を設置いたしましたとして、第一回の会合を十二月四日に開催することとしておりまして、大蔵省、東京都、その他関係者と十分な連携を図りながら必要な雇用対策を実施することとしております。

さらに、山一証券採用内定者が四百九十人おりますけれども、文部省、大学等との連携を図りながら早急に求人情報の提供、就職面接会の開催等の措置を講じてまいりたいと考えております。

○国務大臣(三塚博君) ただいま労働省代表から報告があり、その対応についての取り組みの答弁がございました。大蔵省といたしまして、労働省を中心に関係当局との連携を密にしながら対処してまいります。

○上山和人君 社会民主党・護憲連合の上山和人でございます。私は、山一証券の問題をめぐる対応に絞ります。こつと性格の問題に関する対応のあり方についてお尋ねをいたしたいと思つてます。持ち時間わずか二十五分でありましてから端的に質問を申し上げますけれども、お答えになる方も明確に簡潔にお答えいただければと思つてます。

【委員長退席、理事橋本昌君着席】
まず、今回の山一証券の問題に対する対応を見

ておりまして感じておりますのは、一口に言つてこれまでの教訓が全く生かされていないのではないかと。特にあの苦い経験をした住専処理問題の教訓が生かされていない。とりわけ住専処理の問題で後手後手に回つて、そして税金の投入をせざるを得なくなつて国民の大きな反発を招いた。同じように今回も山一証券が自主廃業、実質倒産に追い込まれるまでこれを未然に防ぐ対応ができなかったのではないかと。

そして今、公的資金の導入が取りざたされて、大きな国民の不安、そして反発を再び招こうとしていゝと思うんですけれども、先ほど峰崎委員の御質問に対して大臣は、山一証券の簿外債務の存在については十一月十七日に初めて知つたとお答えになりました。これは山一証券から口頭で報告を受けた、そして指示したとおつしやいましたけれども、口頭で報告を受けて、初めて十一月十七日に知つたとお答えになりました。

それはそれとお答えになりますね。

○国務大臣(三塚博) そのとおりであります。

○上山和人君 私たちは、こういう問題に対する対応のあり方について、できるだけ先手先手で対応して、そして国民負担を招くことなどの起こらないような、そして破綻に追い込まれることのないような予防措置が何よりも大事だと。先手先手の対応が必要だということは、住専問題に限らず、これまでの教訓で明らかになっていることだと思ふんです。

大臣に率直にお尋ねいたしますが、十一月十七日以前は何も山一についてはそういう兆しもその前ぶれもお気づきにならなかつたんですか。

○国務大臣(三塚博) ですから、十七日にこういう事態、簿外債務の存在が明らかになり、対応が急がれる、こういうことの報告であります。

○上山和人君 どうも大蔵大臣の御答弁としては納得できませんね。

これは週刊東洋経済という金融専門の週刊誌です。これはもう大蔵省関係者の皆さん御存じのはずです。この十二月六日号、これは発行は十二月

六日ですが、もう既に店頭に出ております。これを見ますと、「大蔵省は「簿外債務の存在については報告を聞いてつい最近知つた」と。これは、「つい最近知つた」というのは十一月十七日だといふことはききよう今お聞きをしたわけでありませうけれども、しかし「いわゆる「飛ばし」の噂は五年も前からあり、一般紙でも雑誌でも報じられた。」と報道しているわけですよ。五年も前からうわさがあつた、そして一般紙でも週刊東洋経済でも既に報じられたとこの週刊誌は書いています。

私は、時間がなかつたんですけれども、今までどういうふうな一般紙が取り上げたのか、そしてこの東洋経済という専門誌がいつこの問題を報じたかというのを急いで調べてみたんですけれども、この週刊東洋経済は四月二十六日に特集を出しています。こういうコピーしたのをごらんになればおわかりのように、四月二十六日に「山一証券を襲う重大疑惑の真相」という特集をしています。この中身はもう一々読み上げて御紹介するまでもないと思うんです。これをお読みになるだけでどういふ問題が山一に今発生しているかということはおおよそ想像、察知できたはずではないかと私たちは思いますよ、中身は一々読み上げませんけれども。

〔理事横崎泰昌君退席、委員長着席〕
そして、六月二十八日には、十一月十七日より随分前ですけれども、今度はこの週刊東洋経済は「飛ばし」はこうやって行われた」という元経理部長による独白手記を載せていますよ。こういう誌面になつていきますよ。六月二十八日、さらにフォロウしてこういう独白記事も載せていきますよ。

そして、産経新聞はことしの四月二十一日、随分早い時期ですよ、四月二十一日に「山一証券損失穴埋め、阪和興業に株取得で、時価上回り百数十億円分」、こういうふうな報道しております。こういう大きな見出しですよ。これまで一般紙なり週刊誌が報道している問題について十一月十七日まで知らなかつたとお答えになりますけれども、信じられませんか。

これは、証券局長なり銀行局長もおいでですから、皆さん何もお気づきにならなかつたんですか、お答えいただきたい。

○政府委員(堀田隆夫君) 監視委員会の方から御説明をさせていただきます。

ただいま先生からお話ございましたような報道が四月、六月とございましたことは事実でございます。

私ども、ちょうどこの四月以降、山一証券に対していわゆる総会屋事件の損失補てんの調査、それから大口法人顧客に対する損失補てんの犯則調査に入つておりました。その傍らで、特に六月の時点で具体的な報道が行われましたことから、会社に対して早急に社内調査を実施して当局に報告するようにという指示を出したところでございます。

その後、何回か催促いたしましたけれども明確な事実関係についての説明がなかつたわけでございますけれども、十一月十七日に至りまして山一証券の社長から多額の簿外債務があつたという報告を受けたという経緯でございます。

○上山和人君 今、証券取引等監視委員会の事務局長さん、報道は知つていたとお答えになりますけれども。

日銀の方は、総裁、どうだつたんですか。

○参考人(松下康雄君) この山一証券の問題となつております多額の含み損及び簿外債務の件につきましては、私どもも当時一部に報道されておりました飛ばし取引につきまして関心を持つていたところでございます。

私どもは、山一証券に対して本年夏に調査を行ったのでございますけれども、その際に当然先方に対してこの点についての説明を求めましたが、この時点では同社からはただいまききようど証券取引等監視委員会の指示を受けて社内調査中であるという説明しか得られなかつたわけでございます。

このために、私どもとしては、それではその調査を継続の上実態が判明され次第遅滞なく報告するようにと求めたところでございますが、これに対して山一証券から、十一月十七日に現経営陣が社内調査をした結果含み損と簿外債務を認識したという報告があつたのでございます。

○上山和人君 大蔵省の証券局長と銀行局長はどうなんですか。四月二十一日の産経新聞、四月二十六日の週刊東洋経済、六月二十八日の週刊東洋経済、先ほどお示ししましたような記事については全然お気づきになりませんでしたか。

○政府委員(長野正士君) その報道は私自身目にしたしております。それから、それに対して会社側が事実無根である、あるいは訴訟を起こすといったような反論をしたという報道も承知いたしております。

ただ、私の立場で申し上げさせていただきますことは、前回の証券不祥事の折に、監督と検査というものが一体になつておることが証券界のもろもろの問題の解決のために適切でないということから、証券会社に関します検査機能は証券局から外すということで私どもに從來ございました検査課というのが廃止になりました。証券取引等監視委員会という独立の組織とし、その独立の組織に對しましては証券局が影響力を及ぼさないように、独立性を尊重するようにということでございます。したもので、今となりましては、あるいはお聞き取りいただきますとそれで監督当局から大変おしかりを受けるかもしれないけれども、監督と検査は厳然と分離して、監視委員会においてかかる事案についてはチェックするという体制ができましたので、それに従つておりました。

○上山和人君 銀行局長はどうなんですか、御存じだつたんですか。

○政府委員(山口公生君) 所管のことをとやかく私は申すつもりではございませんけれども、一応銀行局としてはそういう情報を耳にする機会はないのでございまして。

○上山和人君 耳にするんじゃなくて、目で見ればわかるんです。これはこんな大きな活字で報道されているわけですよ。

私は、三者とも御存じだったということ、しかも、証券取引等監視委員会の方はそれなりの対応はした、日銀の方もそれなりの対応をしたけれどもわからなかったと、詰めて言えばそういうふうにおっしゃったんだと思うんですけれども、そういう証券取引等監視委員会と日銀の動きがありながら、大蔵大臣は十一月十七日まで知らなかったとやっぱおっしゃるんですか。証券局長も知っていたと言われているんです。ただ、分離をすることが原則だから何も言わなかったという趣旨のお話をされますけれども、それも問題だとは思いますが、大蔵大臣、本当に何にも御存じなかったんですか。そして、就任されたとき報告は受け付けられなかったんですか。証券局長は知っていたというわけだから。

○国務大臣(三塚博君) 何にもないからないと申し上げているわけですよ。

○上山和人君 証券局長はその記事は知っていたとおっしゃいましたよね。重大問題だという認識はなかったんですか。大蔵大臣が就任をされたときにその報告はされなかったんですか、どうなんですか。

○政府委員(長野鹿士君) 先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、こういった事案につきまして独立して職務を行使する監視委員会において所掌するということになっておりますので、監視委員会の所掌事務を侵害するようなことは一切行っておりません。

○上山和人君 果たしてそういうものなんですかね、大蔵省の責任というのは。これは証券取引等監視委員会というのは法律によつて委任されていますよね。だから大蔵省と全く無関係なんですか。全く連絡もとらない、サジェスチョンもしない、アドバイスもしない、お互いに連絡もとってはいけないというほどの関係なんですか、独立しているから。証券局長、そういう問題ですか。言い逃れにすぎないと私は思うからもつとはつきり聞きたいんです。そういう意識だからこんなふうな後手後手になるんじゃないんですか。

か。関係者みんなで総合的に力を合わせて、そして足らざるは補い合いつつ対応しないからこういう結果になるんじゃないですか。証券局長はあたかも何というか不可侵条約が結ばれているかのような話をされるけれども、そんな問題ですか、この問題は。

○政府委員(長野鹿士君) 全く切れているわけではございません。監視委員会が検査を行い事実関係を把握し、それを大蔵大臣に報告するという仕組みになっておりまして、その報告があった場合には私も行政部門が発動し監督上の措置を講ずるという仕組みになっております。

○上山和人君 そういうことをお聞きしているんじゃないくて、この報道は知っていたとおっしゃるから、重大な問題だという御認識はそれとときありませんでしたかと、なぜ就任されたときに大蔵大臣に報告されなかったんですかと、それをお聞きしているわけですよ。こんな結果になるような問題ですよ、結果論じゃなくても。重大な問題だという認識があればなぜその報告をされないんですか。大臣は十一月十七日まで知らなかったと言われるわけだから。

○政府委員(長野鹿士君) 銀行、証券をめぐりますいろいろな報道がございます。ただいま申し上げましたように、本件につきましては監視委員会からもし報告すべき事項があれば報告が上がるべき案件と考えておりました。

○上山和人君 同じことの繰り返しになるんですかね。余りにも私は無責任だと思えます。そんなふうには処理していい性格のものでしょうか。証券取引等監視委員会が報告をするまでは大蔵省からは何も言わない、大蔵大臣にもこの報道がなされたことは知っているけれども報告もしないで済むような問題なのかということがやっぱりどうしても納得できない。そういう体制だからみすみす四月二十一日から報道されているのに、そういう兆しが一般紙でも金融専門誌でも報道されているのに、深く立ち入って実態を明らかにする努力を、実態を把握する努力を怠ってきた、これが

本場の姿じゃないですか。そういう状態だから、証券局長が言われるような状態だからそうなったんじゃないですか。私はまさに大蔵省の責任だと思ふ、今の証券局長の答弁を聞けば。

大蔵大臣、証券局長の対応等について、それいいと大臣はお考えになりますか。

○国務大臣(三塚博君) 山一から局長に連絡があり、局長がこういうことで極めて遺憾なことであると。それに対して、先ほども申し上げましたとおり、同社に対しては簿外債務の額の精査を指示いたしますと同時に適切早急に必要な情報開示を行うべしと、こう申し上げたということでありま

す。

○上山和人君 大臣ですから失礼なことを申し上げたくはないんですけれども、随分ゼント外れなお答えをなさっていますよ。今のような証券局長の対応で本大蔵省はこれからは金融問題、証券問題、金融機関等の問題に対応できるんだろとかとやっぱり思いますよ。

就任されても全然報告をしなかったということについて、大蔵省の体制のあり方として、それについてとお考えになっていらっしゃるんですかと聞いているんですよ。端的にお答えください。

○国務大臣(三塚博君) 全力を尽くして証券局長は管轄の証券の問題をやられておることであり、組織が証券取引等監視委員会もあり、局長の言わんとする意味わからぬわけではありませんが、その認識いかん、こういうことでありますけれども、事実上十一月十七日に簿外債務の存在について口頭で報告を受けたと、こういうことであります。御案内のとおり、二月のG7会合以降、我が国の為替また金融システムの安定策について全力を尽くしておった時期でございます。そういう中で、それぞれの判断で監視委員会の報告を待つというものが担当局長のこままた心構えであらう、こういうことでございます。

○上山和人君 まことに大臣の、こんな深刻な事態を招きながらのこの委員会の大蔵答弁とも思えないような、私は本当に残念でならないですよ。

本場に今のような大蔵省の体制でいいんですかと聞いているのに、それは職員をかばうお気持ちはいくつかありますよ、でも本場にこれからはこういうことはこんなふうな改めたいといった決意の一言も聞けないじゃないですか。

私は、大変大きな責任が大蔵省にあるということをはつきり申し上げたい。きょうの私の質問に対する御答弁をお聞きしながら、そんな体制だったのかと唖然とする思いです。国民に対してどういうふうな説明をなさいますか。局長が今答えられるようなことをどうやって説明して理解を求めることができるかと考えになりますか。到底理解できませんよ。私は、大蔵省に大変な責任があるということをはつきり申し上げておきたいと思

で端的にお答えいただけますか。

○参考人(松下康雄君) 私どもの行います調査は、これは行政権の発動として例えば相手方の非違を摘発するという種類の性格のものでございませんで、中央銀行といたしまして取引先金融機関と取引をし、最後の貸し手として場合にによりましては融資をする、そういう立場から相手の信用はどうであろうか、それからそれがこの国の金融システムに何か影響を及ぼすようなリスクがないだろうかどうだろうか、それを把握するために日銀と相手先との間で契約を結びまして、その契約に基づいて、相手方の自発的協力を前提として相手の内情を聞き取る調査をするということでございます。

そして、この点は先般この国会で成立をさせていただきました新日銀法におきまして法律に取り入れられましたけれども、それも考え方は同じでございます。契約に基づいて調査を行うという趣旨の規定を入れていただいたわけでござい

ます。ただ、私どもといたしましては、内容的には今後ともリスクの把握の精度が向上いたしますように、例えばリスクに対する内部の管理機構が適正に動いているかどうか、そういうところを従来以上に強く調査の対象とするようなやり方で進んでまいりたいと考えております。

○政府委員(堀田隆夫君) 私どもの過去の検査で飛ばし行為を発見できなかったという事は、これは大きな反省点でございします。先生おっしゃいましたように、私どもの検査は行政検査でございまして、相手の会社の協力を前提とする検査である、その点に一つの難しさがあるということも事実でございます。

今回見つからなかったことにつきましては、先ほど引用がございましたけれども、水原委員長からも厳しい御指摘がございますか、おしかりを受けております。私どももこれからの検査におきましては飛ばし行為、なかなか簿外で行われるので難しいのでございしますけれども、証券会社の役員員

が関与する以上は何らかの痕跡が残っている可能性はある、そこを現物検査できつたりやる、あるいは顧客に当たって顧客から事情を聞くということを通じてさらに飛ばし行為の実態に迫れるようにしてまいりたい、法令違反があれば厳正に対処してまいりたい、そういう経験を通じて検査能力の向上を図ってまいりたいと思っております。

○上山和人君 いろいろお聞きしましたけれども、やっぱりこのままではいけないという思いを深くいたしております。特に立法府として、現行法のままでいいのかということについてはこれから私どもとしても検討しなければならぬ、国会にもやっぱり大きな反省点、責任があるように思うことを申し添えまして、私の質疑は時間が参りましたので、きょうは終わります。

○志吉裕君 法案の審議に入る前に、二、三、金融機関の破綻問題を伺います。

相次いで起きた三洋証券と山一証券の破綻処理の違いは基本的にどのような事由によるものか、いかなる物差しによるものか、ひとつお聞かせ願いますか。

○政府委員(長野虎士君) 三洋証券と山一証券の処理の違いのお尋ねでございします。

三洋証券につきましては、三洋証券から裁判所に對しまして会社更生法の適用の申し立てをいたしました。それが受理されております。その受理された背景、裁判所の御判断ですから公のものがあつたわけではございませんけれども、その過程で審査等を受けた私どもの立場で考えますと、一般債権者というものが限られた銀行であつてしかも国内の金融機関だけであるという点が一点と、それから一般顧客には御負担をかけないという仕組みが、三洋証券の場合には寄託証券補償基金が一般顧客の権利をすべて代位する、肩がわりをしてお客にお客にかわつて三洋証券に対する債権債務関係を持つという形になる、したがつて他の債権者をそのことによって阻害することにならないという御判断がありまして、一般顧客に対する保全

処分は例外としつつ会社更生法の適用という御判断があつたことと考へます。

山一証券につきましては、会社更生法の具体的な申請が行われておりませんでしたので、申請が行われた場合に裁判所がどういう御判断になつたかということとはわかりませんけれども、山一証券の場合には多数の顧客を海外におきましても抱えておりますので、その段階で保全処分がそういう一顧客に對してもかかるということになります。要するに日本の証券会社と取引している海外の大勢の方がすべて支払いがストップするわけでございますから、そうしますとほかの証券会社や銀行はどうだということで大変日本の金融証券界が混乱に陥つたであろうということは一つ想定できますから、その点を裁判所がどう御判断になるであろうかということがございします。

それからもう一つ、先ほど申しました一般顧客に少なくとも迷惑をかけないという形をやるうとすけれども、この二百八十万口座の債権債務関係を全部肩がわりして、私が肩がわりしますということとを裁判所に事前に申し出る人が要するようございしますけれども、それが出る目途は立たなかつたということではなからうかと思ひます。そういったことも山一証券の方は弁護士とも相談した上で、会社更生法の適用が難しいと判断して自主廃業を選択したということとございしますけれども、そういった背景を多少の想像も交えながら御報告いたしますとそのようなことかと思ひます。

○志吉裕君 ですから、一方は破産、一方は廃業ですね。破産と自主廃業、それによつて顧客の影響の受け方も当然違つてくるわけで、どういふ破産のシナリオを描くかによつて大分答えも違つてくるだらうということ、どこに大きい違いがあつたのかということ、私は聞いていたわけなんです。

○政府委員(長野虎士君) 結果といたしましては、御指摘のとおり、片や会社更生、片や自主廃業ということとございまして、結果として一番

違つておるのは一般債権者の扱いでございます。通常の顧客につきましては、すべてお取引を従前どおり行つて、証券会社に預けてあるものがあれば引き出しやすいということでありまして、同様にございしますけれども、一般債権者、すなわち三洋証券のケースでございますと銀行等、恐らく四、五十行になると思ひますけれども、これは債権を持っておりますけれども、これは会社財産を今後精査の上、もし再建が行われないということになりますと残余財産を分配して何割かの配当を受けるという形にならうかと思ひます。

山一証券につきましては、そういう取引先、海外も含めてすべて債務を履行できるということになつております。その背景には、山一証券がこの飛ばしによりまして減少はいたしましたけれども、十一月二十五日時点の有価証券報告書にもあらわれておりますように、ネットとしては千億の純財産が残つておる、したがつてすべての債務を履行しても財産がまだあるという状況のもとでそういう措置になつておるわけでございします。

○志吉裕君 何かあなた難しいお答えをするけれども、一般顧客に影響の少ない破綻処理と大きい破綻処理があるのであれば、大蔵省の指導で小さい破綻処理を選ばないわけであつて、どこにその違いがあつたのか聞いていたんだが、余りはつきりしませんね、これは。

次に、山一の自主廃業というシナリオは大蔵省が描いたもので、債務超過はないという前提に立つて日銀特融を受けられる条件整備があつたという観測記事が出ています。先ほど来紹介のあつた今発売のエコノミストにはそういう記事が載つていますが、この観測記事について何かコメントございしますか。

○政府委員(長野虎士君) マーケットの混乱を最大に防止しつつ事態を処理するということでは自主廃業ということが選択の道であつたということ、はただいま答弁申し上げました。この自主廃業をやりました後に、そうしますと顧客は一斉に自分の預けておる資産などの返還を

求めてまいります。その手だてができておりませんと取りつけということになりまして、その瞬間にデフォルトが起こるといふことでございますので、その点につきまして、そういう顧客の資産が完全に顧客の要求に応じて返せるような手だてを講じなければいけないということで、会社の自主廃業の判断を前提といたしまして日本銀行とも相談いたし、最終的には会社の財産を全部売れば返せるわけですが、土地建物があつた売れるわけではございませんので、その間の資金繰りを日本銀行が特融という形でやっていたら、顧客は必ず守られるという仕組みができたわけでございます。

○志吉裕君 私は、この間の委員会で破綻処理のシナリオをコントロールする能力を大蔵省は失つたんじゃないかといふて悪口を言いましたけれども、今聞いてみると、やっぱり何にもなかったんだね、能力が。よろよろと歩いていて人を行き倒れが出るかもしれないと倒れるまで見ていたわけだ、皆さんは。よろけているうちに何で手を打てなかったんだ、これが今度の山一の問題についてみんながいま一つとんと落ちない問題点なんですよ。

○政府委員(長野鹿士君) 手を打つということの意味内容は、例えばほかの会社なりが支援の手を差し伸べる、そういったことをあつせんすることについて大蔵省がやるべきかやるべきでないかという御議論もしばしばございまして、今それはやるべしというお立場での御質問として承りますれば、そのことは考えるべき事柄かもしれないが、本件の一番の難しさは、そのときに会社自身が二千六百億円という簿外損失をはらんでおるんだといふことを投資家、一般の取引関係者に発表いたしておらぬといふことでございまして、それを発表しておらぬ前提では、かの証券会社等々に支援の手をいまして、知らない状態であつたことをいまして、知らぬが許されな

いことだと思つております。したがって、すべてはこの二千六百億の簿外債務というものが会社によつてきちんと世の中に明らかにされた上で、その上で支援の手を差し伸べる方がいふかどうかということになるかと思ひますが、限られた時間でございまして、細かくは御報告申し上げられませんが、最後のぎりぎりの段階でそんな人がおるかどうかというの、ある意味では少し間接的な形でございまして、けれども、それは私なりに探りはいたしましたけれども、そういう支援の見込みはございませんでした。

○志吉裕君 次に、法案について順次お尋ねします。まず、一般に刑罰には教育的効果を期待するものと一罰百戒、因果応報の処罰を求めるものとがあり。刑法理論でも二つに分かれて神学論争を続けているようですが、この法案は一体どの立場に立つものですか。

○政府委員(山口公生君) 例えば、銀行の検査回避、虚偽報告の例で申し上げますと、現在は五十万円以下の罰金といふことでございまして、これはある意味では五十万といふと恥づかしい思いをさせる、こういうことだと思つてございまして。ただ、この事件が現に起きて、何だか五十万なのかといふ、ある意味ではそんなことなら軽微である、そういう手続的なものがあるいはその程度のもなら軽微であつて何ら問題でないといふふうにとられてはこれは大間違ひでございまして、真実が明らかにしなければ行政でもきません。

したがって、今回は厳しい抑止力を持たせようといふことでございまして。確かに、厳しくくしろといふ意見もあります。しかし、懲役刑を設けました。しかも、三百万以下にしましたし、法人に対しては二億円と、五十万に比べますとそれは全然考え方をええたといふことでございまして。私どもとしては、これで抑止効果は果たせるのではないかと、これに期待しております。

○志吉裕君 いや、金融不祥事で抑止効果を期待するのであれば、やっぱりこの世界では二度と立ち上がれないくらいに罰則が必要だというのが私の立場です。先ほど牛嶋委員の発言に対して銀行局長は、今も述べたが、ちよつと何かへまをしたらすぐにつぶすようなのはいかなるものかという慎重論を唱えたが、あなたの心もわかつたが、少なくとも不正利得の没収とかあるいはそれが経営者の行為にかかわるのであれば資産の没収等は行つべきだといふ考えです。

しばしば言及されておりますように、破綻処理において、最終的には預金者を守るために財政資金を投入せざるを得ないこともあり得るでしょう。だが、市場や預金者を裏切つて何にも感じない不健全な金融機関はこの際思い切つて市場から一掃するぐらいのことではなければだめだ。それに伴う混乱や緊張に耐え得る時間と辛抱が必要なのはもう言うまでもない。

先ほど議論がありましたが、アメリカの貯蓄組合の場合、二千人の者が手錠をかけられて刑務所に入ったと聞く。金融犯罪には三十年以下という刑事罰もある。気が遠くなる。一生いふようなものだ。証券取引法では相場操縦、詐欺的行為に対しては十年以下の罰則、懲罰規定があります。罰則強化というなら再検討に値する。報道によりますと、インサイダー取引に没収規定を盛り込む、次期国会にそれを提案したいといふされておりますが、ちよつとその辺も含めてひとつコメントしてもらえますか。

○政府委員(長野鹿士君) インサイダー取引といふものは日本の証券法の罰則の世界では、こういう言い方が許されるかどうかかわりませんが、比較的軽微な方の部類に入つておつたように感じられます。しかし、この取引の重大性にかんがみまして、今回の罰則強化ではワンランクずつアップしておる中でインサイダー取引は二段階特進と申しますか、罰則を非常に重くいたしております。そのような意味でアメリカに近い形の厳しいペナルティーにいたしたところでございまして。

あわせて、インサイダー取引の場合には利得が生じますので、その没収ということが大変重要な課題でございます。これは、インサイダー情報があつて安いうちに株を買つてそれが情報発表後は高くなつたというケースですと、その持つておる株あるいはそれを売つて得た代金といふものは現行の制度上犯罪によつて得たものといふことで没収が可能でございます。

今、先生が御指摘になりました検討中というのは何を検討しているかといふと、売り抜けた場合でございまして、五千円の株をインサイダー情報でこれは間もなく安くなりそうだとしたこと、その段階で五千円で売つてしまつた。しかし、重要事実が発表になつた後に三千円、二千円、千円と値下がりしたときには、犯罪によつて得たものといふものはございまして、没収規定はございせんけれども、やはり反社会性といふ意味でこの売り抜けたときに何がしかの没収ができないかといふことを今検討中でございます。

ただ、今例で申し上げましたように、発表になつた次の日が三千円で、その次の日が二千円で、さらにその後は経済状態がさらに悪くなつて千円だといふときに、五千円で売つた人が一体どれだけ得たのだといふものを確定するといふのは、法務当局とも御相談しましたけれども、なかなか現在のところ大変難しい問題がございまして。ならば、五千円で売つたならば根つから全部五千円がもうけだと思つてしまふといふのも、それでよろしいかどうかといふあたりを今法務当局と御相談しておりますが、そういう規定を結論を得て来年御提案させていただきたいといふことでござい

○志吉裕君 これでは最後にしますが、大蔵大臣、罰則強化ももちろん大事ですが、しかし罰則の強化だけでは再発防止は十分で、監督官庁あるいは監視委員会などの体制の強化、能力の向上が必要だ。そういう観点で権限あるいは体制を見直す必要があるといふのが私の主張ですが、いかがですか。

○國務大臣(三塚博喜) かねがね委員からは体制強化についての御指摘をちょうだいいたしておりました。九年度予算の際もそのことについて、行革の真つた中でありましたが、それなりの手だてがわずかでありますが講じられたと思います。

人員による強化は厳しい諸状況でありますけれども、かかる事件が次の段階で体制が強化してなおかつ起るということであつてはなりませんし、その強化が全体から見ても不十分であるということであつても、その衝にある者、市場の信認を高めるためにまさに全力を尽くしてやらなければなりません。そのためには、定時ではなく抜き打ち的な検査というものが常態化していかなければなりませんし、諸情報もその都度行つてまいるといふことも必要であります。

そのためには、能力の向上、精いっぱいやつておるのでありますが、さらにやはり我が国の経済の中心である市場の安定、信頼ということ強く指示し、対応してまいらるつもりであります。

○志苦裕君 わかりました。
信用秩序の維持とかあるいは預金者の保護を事あるごとに強調されますが、よくアメリカと比較しますが、アメリカのSECは二千七百人、日本のSECはたった二百人、これはもう信用秩序の維持にかける熱意が足りないと言われても仕方がないでしょう。今の大臣の答弁を信頼して体制の強化を期待しましょう。

以下は次に譲ります。
主税局長、きょうは質問を予定させてもらいましたが、済みませんでした。この次にゆつくりやらせてもらいます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。
最初に、罰則整備のための法律の改正案について端に何つておきたいと思つてます。

もう既に、午前以来議論がありますので、多くの問題に触れたと思つてます。いわゆる総会屋に対する利益供与など証券会社、銀行等の金融機関の不正取引の再発防止策として違法行為に対する刑罰を重くすることは、私は当然の措置だと

いふふうに思つてます。

特に、午前からの議論を伺いながら私も痛感するのでありますが、検査選ととも虚偽報告に対する罰則の内容の問題であります。午前からの質疑にもありましたが、諸外国で、特にアメリカの場合は、虚偽報告についての罰則規定というのは、禁錮三十年または罰金百万ドルということ非常に重いわけでありまして、そして、アメリカで見ましても、その他の行為に対する罰則よりもはるかに重刑を科すというふうになっていて、ということでありまして、私はこの問題、思うんですけれども、やはり金融というものは信用が大事な世界でありますので、そういう世界でうそをつくということがいけば最大の犯罪ということであつて、ならぬし、それにふさわしい罰則が必要だということになると思つてます。

そういう点で見ますと、本法案では初めて刑罰を導入したということはありませんけれども、うそはいつてもやつぱり甘いんじゃないかというものが率直な感じでございます。うそをつくということになりますと、例の山一、海外債務の問題もあつて、それから粉飾決算の問題、あるいは総会屋との結びつきとか、こういう一連の問題、それを隠匿するとかいう問題も含めて虚偽報告がなかなかなくならないということだと思つてます。抑止効果ということもありましたが、刑罰を重くすることでそういう違法行為を思いとどまらせることができるかもしれない、そういう意味ではこの問題は非常に重要な問題だと思つてあります。したがつて、今後の検討課題としてさらにどうしたらいいかということは大蔵当局においてもきつとやるべきだといふふうに私は思つてます。

大蔵大臣に一言だけちよつと確認をいただきたいんですが、その点で、今法案を出されているので、これでは不十分だといふことはとてもおつしやれないといふことだと思つてます。ですから、局長も先ほど、受当などところかといふふうには言われましたが、アメリカでも何段階にもわたつて法

改正がありまして、八九年、それから九〇年という形で罰則規定が充実強化されているという経過もございます。したがつて、今回の改正に終わらせず、実際にやつてみてということもあるでしょう、問題点も既に言われているわけでありまして、さらに実効あるものとするために検討を進める必要は少なくないと思つてますけれども、その点について、大臣、いかがですか。

○國務大臣(三塚博喜) 大変先々まで御心配をいただきながらの二段階の措置を考えておくべきではないのかという御趣旨の笠井委員の御質問かと存じます。

応報刑主義と教育刑主義という論争が先ほど御紹介ありましたが、刑の重みを強くすることで日本人は名譽を重んずる民族だと思つてます。特に、経営者となつてやられる各位、また職員の皆さんも、そこに結果をされていくことで今後は発生が自制的な、正しい方向で自由化が進められ、信任が得られるものと信ずる次第でございます。

全体の流れを見てどうやるかということでありまして、ただいまの段階は、このことを強く知らしめることによつて大変な事態になりますというこの認識を強めることが、この改正の重みが信任に結びつくのではないのでしょうか。

○委員長(石川弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、広中和歌子君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君が選任されました。

○笠井亮君 まずはこの法案でもつて知らしめるということでありましたが、引き続き必要な充実強化については検討をお願いしたいといふふうに思つてます。大臣、よろしいですね、それは。確認いたします。

それでは次に、北海道拓殖銀行の破綻に至つた乱脈経営と大蔵省の対応の問題について幾つか伺いたいと思つてます。

この問題の冒頭に具体的な問題でまず何つておきたいんですけれども、中小企業への支援の問題でございます。

長引く不況に加えて、北海道はこれから長い寒い大寒に厳しい冬を迎えるということでも、もう既に入っているわけですから、特別に資金繰りが大変なところで、それに今回の拓銀の事態がございまして、いわばトリプルパンチと言つてもいいんじゃないかと思つてます。先月二十八日には、天塩川木材工業という木材販売でいますと道内で最大手の会社が主力取引銀行拓銀の破綻の影響で、それが直接のあらになつて資金繰り行き詰まりの自己破産ということを遂げるということも起つております。私も中小企業の皆さんから具体的な要望を伺つてるところなんです。

そこで、国民金融公庫なども対応を強めることになつておりますが、審査などになかなか手回取つて、今のままでは融資開始が春先になつてしまふということになりかねないということも言われております。当然ポーンナス資金には間に合わないといふことがあるわけでありまして。

北洋銀行に限らず、道内の各金融機関が積極的な対応ができるように具体的な指導と援助を行うのは当然ですけれども、先ほど局長が政府系金融機関がきつと対応するといふ必要性は言われましたけれども、具体的に国民金融公庫などを通じて緊急に特別枠も設けて道内の中小企業に支援を行う必要があるといふふうに私は思つてますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 北拓の破綻によりまして、北海道での中小企業の皆様方の御心配はよくわかります。幸いにして北洋銀行が受け皿となり、またほかの銀行も極力協力するといふ体制ができましたので窓口を閉めないでその機能は継続できるわけでございますので、健全なところはそれで対応できるわけでございます。

ただ、北海道全体として、やつぱり一番大きい拓銀というのが破綻しておりますので、今、先生のおっしゃつたようないろいろな事情が生じて

くるでしょう。そのときに政府系金融機関がきちり対応していくことは大変大事なことでございます。

ただ、この北拓のためだけの枠ということではちよつと無理かと思いますが、今度の対策で大きく枠を設けてきておりますので、改めて大蔵省や中小企業庁等で国民公庫、中小公庫、商中、環衛公庫等に要請をいたしております。そういった方々に対して親切に対応していただきたい、また、まず窓口をつくってそうした方々の相談に乗ってほしいということにしております。

例えば、国民金融公庫は道内に九支店ございまして、北海道拓殖銀行関連特別相談窓口ということで個別企業の実情に応じた相談を実施しておりますわけでございます。中小公庫においても、商工中金でもそうでございまして、いろいろ御相談いただければと思うわけでございます。

○笠井亮君 既に問題も起こっているわけでありまして、努力をしているということについては今言われたようなことがあるわけですが、やはりこの問題が直接の引き金になったということでは、特別に緊急に枠も設けて支援するということもきちつと検討いただきたい。これは本場に時間が迫っている問題、年末に向けて非常に深刻な問題ですから、ぜひともその点、大臣、うなずいていらっしゃいますけれども、具体的な検討をお願いしたいというふうに思います。

それを踏まえた上で、拓銀の経営破綻については、一九八〇年代に始まったパブル企業への多額の融資が焦げついて不良債権を膨張させた結果というふうに見えると思ふんですね。

パブル企業への融資の典型例というように言われているのが建設不動産のカブトデコムという本社が札幌にある会社との関係であります。拓銀はメインバンクとしてこのカブトデコムと二人三脚で歩んできた。

その象徴が洞爺リゾート開発ということで、洞爺湖と噴火湾に挟まれた標高六百五十六メートルの山の山頂に総事業費六百六十五億円をかけて展

開した事業であります。北海道はもとより、東日本で最高級と言われるぜいたくの限りを尽くした地上十一階、地下一階、延べ五万九千七百平方メートルのホテルということで、私ここにパンフレットを持ってきましたけれども、すごいんですね、これを見ても。すばらしいものができている、すごいものができているということでもあります。すばらしいというのはある意味ではすごいという意味で言ったわけでありまして、それにゴルフコースと、洞爺湖と噴火湾に向かってそれぞれ滑りおりのように設計された二カ所のスキー場を含めたリゾート施設を整備したということでございます。

拓銀はこの計画の当初から深く関与していたということでありまして、このカブトデコムグループ関連への融資の実態、金額とそれから債権の状況はどうなっているのでしょうか。

○政府委員(山口公生君) せっかくのお尋ねでございますけれども、現に存在する個別の企業にかかわる話でございますので当局からのコメントは差し控えていただきたいと思います。

○笠井亮君 存在する企業といえども、カブトデコムにしても今は裁判で拓銀と争っているという状況であつて、そういうことも踏まえて、この問題、拓銀の不正をただすことに協力しないとは思えないわけでありまして、言えないならばこちらで申し上げますが、ピーク時の融資総額が一十億、それから迂回融資やグループ全体の融資を入れると二億とも三億に上るとも言われております。九二年の三月末、拓銀のカブトデコム一社への貸出額が八百億に増大して、さらに四月から一年間の借入金支払い、手形決済資金の需要が一十億以上見込まれることになったという経過があつたというのは事実で明らかになっていると思ふんです。

そこで伺いたいんですけれども、銀行法の第十三条で信用供与限度額というのが定められておりますが、資本及び準備金から見て、この九二年の拓銀の信用供与限度額というのは幾らになってい

たでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 銀行法上、大口信用供与の枠というものは規制がございまして、一社を相手にした場合には広義の自己資本の二〇%相当額、それからグループでやりますと、これは保証まで含めまして四〇%ということになってござい

ます。

○笠井亮君 九二年、拓銀は幾らですか。

○政府委員(山口公生君) そうすると、九二年の拓銀の広義自己資本の二〇%でございまして、約九百四億円でございまして、それで、四割になるとその倍ということになります。

○笠井亮君 九百四億円ということでありまして、付加するのにはリスクが大きいということ、それを許さないというのが信用供与限度額だと言え

ると思ふんです。その九百四億円を超えようになったということで拓銀がカブトデコムとやったのが、物件シフトというある種の債権の飛ばしみたいなことをやるごまかしの手口だと思ふんです

よ。

カブトデコム所有のマンションなどを子会社であつた兜ビル開発に拓銀が買い取り資金を融資した上で買い取らせる、そういう方法で売却益をつくり出して、カブトデコムが拓銀に対する借入金の一部を返済する。そうやって信用供与限度額を超えないように新規の融資を改めて拓銀から受けるといふことがあつたわけですが、こういう物件シフトの事実、大蔵省は知っていたのか、拓銀側からそういう報告があつたのかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 現在、拓銀については検査をやつて債権の状況等を見ております。そうした中で、もしそういう大口融資規制の違反とい

うことがありますればそれは厳正に対処することでございますけれども、今、先生の御指摘のよう

な事実は私はまだ聞いておりません。

○笠井亮君 現在やっているとということですが、検査でいえば九四年の八月からもう検査に

入っているわけですね。ですから、現在やっているという以前の問題がまずあるわけでありま

す。

この物件シフトについては、九四年の二月に札幌地裁で行われたカブト事件での検察側の冒頭陳述によつてもはつきりしております。これによれば、その後の一年間に何と三十回もやっていると

いうことで、兜ビル開発などに拓銀は総額九百七十二億円の融資を行つてカブトデコムの物件を買い取らせて売却益をつくり出した。そして、カブトデコムは借入金返済しながら新規融資を受けて、拓銀からの借入残高が九百五十一億に達したと。物件シフトをして信用供与限度額の超過を隠すというふうになつていたと思ふんです。

これは事実を知らなかったと言ふのなら一般論として伺います、その信用供与限度額の超過を隠していたということ、そういうやり方です。隠していたとすれば銀行法十三條の違反にならないですか。それとも、そういうやり方は問題ないというふうには断言できますか。

○政府委員(山口公生君) 法令に違反するかどうかという点につきましては、十分に事実関係、その背後の関係も含めまして調査した上で適切に対応するというところだと思ふんです。

○笠井亮君 私、さつきも言いましたけれども、今検査に入つていてというより、以前に相当問題になつて二十回もやつたという経過の中で、九四年八月、そういう時期に検査に入つてい

るわけですね。

こういう問題はやっぱり早くから手を打つておく、そして検査で見つけてきちつとそれに対処するといふことが大事なわけでありまして、そのとききちつと対処してやつていけば今日の破綻は防げたかもしれない。そういうことでありまして、しかもことし十月からもう検査に入つてい

るわけですね。

もう新聞でも書かれていて、そして裁判の中でも具体的に検察側から冒頭陳述があるということですから、知らないということでは済まされ

ないと思うんです。知らなかったとしたら、一体どういう検査をしていたのかということになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(原口恒和君) 個別の金融機関並びに私企業のことでございますので直接的な答弁は差し控えていただきたいと思います。一般論として申し上げます。検査の過程でいろいろな法令に不適切な事項があった場合には適切に指導しているところでございます。

○笠井亮君 適切に指導していればこういう問題が今まで引きずられてきて結局破綻につながるというところはなかったはずでありまして、やはりそういう態度が表面を取り繕ってごまかす金融、証券、そういう問題の経営体質を助長すると言われどもこれは仕方がないんじゃないかというふうに私は思うんです。

これは非常に問題になったことでありますけれども、大蔵省が銀行法の違反ということで告発をしたのは過去何件あります。どの場合ででしょうか。

○政府委員(原口恒和君) 本年七月二十五日に第一勧業銀行に対して行った告発一件でございます。

○笠井亮君 そうなんです。一件だけなんですよね。

大蔵大臣にこれはぜひ伺いたいんですけれども、これだけいろいろな金融不祥事だとかあるいは不正事件とかということが過去ありながら、結局銀行法に基づいてその違反ということで告発したのが第一勧業の本年七月の一件だけというのはいかにも監督当局としては怠慢だというそしりを免れないというふうに思うわけでありまして、たくさん金融関係の事件があった中で、国民はそれ以外になかったなというのをだれも信じないと思うんです。結局、すべて見えないうところで処理されてきたということ言われても仕方がないわけでありまして。

そんなことで、私伺いたいのは、まさにみずから金融システムの真の改革をおくらせてきたん

じゃないかということ言われても仕方がないと思うんですけれども、厳格にこの問題も、今拓銀の問題を伺いましたけれども、対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 御説は受けとめて今後の対応の進め方に生かしてまいります。

御案内のとおり、検査は検査の限界がございます。その限界を超えるためには何かがあるのか、この機会に対応策をとるべしという趣旨かと思いますが、既に大蔵省としては、就任以来、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い金融行政を行うべし、こういうことで適切な監督ということは重要でありますし、金融検査においても金融機関の法令遵守体制等に重点を置いた検査に徹底すべし、こういうことを申し上げてきておるところでございます。この上に立て、金融機関の法令違反行為に対しましては告発を含め厳正に対処していくという方針で進めておるところであります。

○笠井亮君 私、具体的に拓銀の問題を取り上げて、厳正に対処すべきだ、告発をすべきだということも含めて申し上げたわけですが、告発も含めて厳正に対処するというお答えがありました。

私は、ごまかそうとしたのは、大蔵省や日銀をごまかそうとしただけじゃなくて、拓銀は経営会議の中でカブトデコを表明きは支援するという方針を明確にしたが、記者会見までして北海道経済や道民を欺いて時間稼ぎしながら、裏でカブトデコを切り捨ててその不動産を取得していったという経過もあったと思うんです。そして、みずからの不正融資などの事実もみ消したということも明らかにしているわけでありまして、これはもう社会的道義も経営者としてのモラルもないというふうに言わざるを得ない問題があると思うんです。

しかも、これらは拓銀の不良債権のまさに氷山の一角ではないかということでありまして、不良債権がどれだけあるのか、どこまで膨らむのか、実際ともわからずに、関係者の責任もあいまいという

ことで、そんな乱脈経営のツケを国民に回すことは許されないという問題だと思っております。

金融業界にも国民無視の横暴勝手なやり方は通らないというルールをぜひとも確立すべきだということをお願いして、質問を終わります。

○山口哲夫君 今回提案されております罰則強化の法案でございますけれども、結論的に言えば大変甘いというふうに私は思います。これは通常国会のときにも申し上げましたけれども、やっぱりアメリカ並みにもつと罰則を強めなければ、恐らくこういう犯罪というのはなくならないだろうと思います。特に、金融機関で犯罪行為を行った役員の人たちは、前にも申し上げましたけれども、何か会社のためにやっているのだという、そんな気持ちがあるものではないだろうか。ですから、一般的に社会の人たちが見る大変な犯罪という意識が私は欠けているんじゃないかなと思うんです。

そういうことをなくするためには、先ほども意見として出されておりましたけれども、とにかくこういう犯罪行為を行ったらその人間の一生を台なしにしてしまおう、それだけではなくして家族も路頭に迷うくらいの大変な罰則を設けない限り恐らくなくならないだろうと思うわけです。

そういう意味で、私はぜひもう少し強化をすることについて今後十分ひとつ検討していただきたい。先ほど大臣も前の議員にそのようにお答えしておられますので質問はいたしませんけれども、ぜひそのことを御努力いただきたい、このことを特別にお願いしておきたいと思っております。

さて、先ほど来山一の一飛ばしの問題が出ておりましたけれども、私も聞いておりました、ずっと以前からうわさとしてもう業界の中では常識化されてきた簿外債務の問題について、監督官庁がこれに深入りできなかった、取り調べができなかったという点については大変残念に思います。しかし、先ほど来のお答えを聞いておりますと、これ以上望むべくもないと思えます。そこで、通告しておりますけれども、聞いて

いて私は思ったので大臣にお聞きしたいんですが、やっぱり行政権の発動ですから、もう少しこれは捜査する人たちに権限を与える方法がないものだろうか。例えば、法律改正して捜査権を与えるくらいのことをしていただければ、これは恐らく金融監督庁ができてその役割を果たそうと思っても同じようなことが今後起きてくるんじゃないだろうか。そういう点では、検査官が思い切りできるような捜査権ということ一度考えてみられない問題だろうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 監視委員会にはその権限が付与されておるところでございます。そういうことで全力を尽くしていただいております。そういう御趣旨は今後の問題として考えなければならぬのかとは思いますが、今回の法制定に当たりまして、内外のこの種の罰則の体系、それと我が国の法制との関連の中で、精いっぱいのところを規定をさせていただいた。御審議を煩わせております。二度と再び起きませんように、さらに監視、検査に對し強力な体制をつくり上げることによりまして、今後国民各位の御期待にこたえたい、こう思っております。

○山口哲夫君 私の不勉強でしたけれども、捜査権があるのであればもう少し踏み込んだ捜査はできなかつたんですかね。それだけ広くうわさが飛び交っているわけでしょう。しかも、報道関係でもそういうことが言われている。それならば、なぜ踏み込んでそういう簿外債務の帳簿を出しなさいというふうなことで強制捜査ができないんですかね。

○政府委員(堀田隆夫君) 監視委員会には二つの権限がございます。一つは通常の行政検査権限でございます。それから、もう一つが犯罪調査権限でございます。

この犯罪調査権限につきましては、強制調査権限を含めた強い権限を与えていただいているというところでございますけれども、犯罪調査権限は犯罪事件について発動するというところでございまして

て、証券取引法違反の中で刑事罰則のついている
事案の違反行為がありそうだと、そういう端緒があ
りそうだといいるときにこれを発動して徹底的な刑
事捜査をするという形になっているわけござい
ます。

○山口哲夫君　そうすると、今回の山一の飛ばし
の問題については、犯則しているのではないかと
いうことを感じたならばそういう捜査権を発動で
きたわけですね。

○政府委員(堀田隆夫君)　先ほど申し上げまし
たように、飛ばし取引の実態解明を現在進めてい
るところでございまして、その飛ばし行為がどうい
う証券取引法違反になるかという段階が幾つかご
ざいまして、果たして犯則事件になり得るかどう
かということとございまして、現在私ども
は山一証券に入りまして特別検査をしておりま
すので、その段階で犯則の端緒が出てくるようなこ
ととがございましたら犯則調査をしてまいりたいと
思っているところでございます。

○山口哲夫君　ちよつと理解できないんですが、
飛ばしという行為が仮に事実だとすれば、それは
犯則事件ですよ。どうですか、それ。

○政府委員(堀田隆夫君)　先例で申し上げま
すと、監視委員会発足以来、二つの会社について飛
ばし行為を法律違反として把握いたしましたので、大
蔵大臣に対して行政処分の勧告をいたしております
けれども、これは証券取引法関係省令上の特別
の利益を提供して勧誘する行為に該当するとい
う認定をしたということとございまして、その段階
でございましてそれは犯則事件にはなっておりま
せん。

さらに、利回り保証がある、あるいは損失補て
んがある、あるいは、別の話になりますけれども、
粉飾決算といひますか有価証券の虚偽記載があ
る、そういうった端緒が見つかるようであれば、そ
ういう違反になるということとございまして、そ
ういふことは犯則事件ということとございまして、
これは犯則事件といふこととございまして、
○山口哲夫君　いずれにしても、これは犯則事件
に発展する可能性のある事件だといふふうに思

わけですね。そうすると、私はやつぱりその時点
で捜査権を発動するべきだと思ふんです。もし、
それでもそこまで立ち入ることができないとい
うのであれば、一般捜査の中でもある程度そのく
らいの捜査権を与えて踏み込むようなことをしな
ければ、なかなかそこまで事件を引き出すことは
できないんじゃないかなというふうに思ふん
です。

ですから、一般捜査についてももう少し強力な
捜査権というものを与えておいた方が私はい
ではないかなと思ふんですけれども、大臣、い
かがでしょうか。

○政府委員(堀田隆夫君)　私どもの立場といた
しましては、現在与えられている権能のもとでベ
ストを尽くして検査なら検査を効率的に進めてい
きたいと考えているところでございまして、
○山口哲夫君　この問題はぜひ一度検討してく
ださい。もう少し深く踏み込んで、今後やつぱり
こういうような事件といふのが起きる可能性があ
るわけですから、監督官がちゃんとした権限を発
動してきつと捜査をできるようにしないと、
これは金融機関と行政監督官との癒着の問題とし
て国民から誤解されると思ふんです。私は、そ
ういふ癒着といふことで国民から見られるとい
うことは、行政を執行する上において極めてま
とどろうと思ふんです。ですから、そういうこ
ととが起きないように捜査権の問題についてはよく
検討していただきたい、このことを要請してお
きたいと思ふんです。

それからもう一つ、今、海外との取引とい
うのが非常に多いわけですね。そういう犯罪行為
を行っている関係が海外で取引していることもあ
り得るわけでしょう。そういう場合に、やつぱり海
外のいわゆる監督を行う行政庁に協力を求めてい
かなければならぬといふことが随分来るとい
うと思ふんです。そういう場合に、海外の行政機
関に対して協力を求めるような総合監視体制とい
うか、そういう関係の条約なんかもやつぱり私は結
んでおいた方がいい時代ではないだろうか、そう

いうふうに思ふんですけれども、そういうことに
ついて、できれば大臣に、そういうことを一回
検討してみよう必要があるのではないかなと思
うんですけれども、御所見があればお聞かせいた
さいたいんです。

○政府委員(堀田隆夫君)　当然のこととござい
ますけれども、外国にありますが、例えば現地法
人については私どもの直接的な検査権限が及ぶ
いは調査権限が及ぶといふことは、それはないわ
けでございまして、先生がおっしゃいましたように、
外国の証券規制当局と連携をしながら、その理
解を得て事実行為として検査を行うということに
なっていくだろうと思っております。

○山口哲夫君　ぜひきつとしたそういう体制を
組んでいくために、私は条約問題等についても
一度検討しておいていただきたいものだと思
うので、通告した問題についてですけれども、
第一勧業銀行事件について大蔵省の検査官との接
待疑惑が明らかにされております。そこで、大蔵
省はこの関係職員に対して処分を行っておりま
す。大臣官房付の部下が告発、それから大
臣官房金融検査部管理課金融証券検査官室長の官
川が告発、大蔵事務次官が文書厳重注意、その他
八人、官房金融検査部検査官が口頭厳重注意とい
うこととございまして、

それで、同じ日に大臣から検査部長に対して指
示事項が出ております。それを読んでいる時間が
ありません。要するに、一層の綱紀の厳正な保持
に努めるということ、具体的に「抜き打ち検査
としての機能・効果を真に確保すること」と指示
しております。ということは、今回の問題につ
いてはやつぱり抜き打ち検査の面で問題があつた
といふふうに解釈してよろしいですね。

○政府委員(原口恒和君)　先生お尋ねのよう
に、検査は原則抜き打ちでやっておりますし、これ
でも厳正にやっております。ただ、
一方では検査の周期が大体この程度の規模の金融機
関であればこれぐらいということが割かしパター

ン化しておいたという実態もございまして、比較
的金融機関の側ではほぼは大蔵省の検査がある
ところであるといふことで準備をされるというよう
な実態があつたことも否定できない事実でござ
います。

そういうことで、抜き打ち的な検査といふのは、
今まで抜き打ちでなかったといふことではなく
て、そういうことが読まれぬようにと。それから
また、今後早期に是正措置といふことをや
っている。この場合、自己査定を前提として検査をや
っているといふことをかねがね申し上げてお
ります。その場合、自己査定の結果、十分行き届いて
おり経営内容も銀行、それから自己査定の内
容もまだしつかりしてなくて経営内容、資産内
容に問題のあるところ、こういうものは検査の間
隔を変えていこうといふことも今検討してござ
います。そういうことを合わせながら、ある意味で一
般的に予想されないようなそういうことも十分考
えていきたい、そういう趣旨で抜き打ちといふこ
との表現が大臣から御指示があつたといふふう
に御理解いただきたいと思います。

○山口哲夫君　抜き打ちでなかった、連絡がそこ
にはあつたなんといふことは、それは恐らく大蔵
省としても言えないでしょうけれども、しかし
ろんな新聞を読んでみますと、やつぱりこれは
抜き打ちに問題があつたんだと思ふますよ。

例えば、第一勧業銀行の接待攻勢が行われた
のは、検査や検査結果の取りまとめに手を加えて
ほしいといふ第一勧業の意図が反映しやう時期
を選んだ巧みな日程設定であつた。実に巧妙に
やつているようですね。もし抜き打ち検査をしな
い以前に検査日程とか内容が漏れてい
うことになったら、これは重大な問題ですよ。
検査する相手に検査する側がそういうことを教
えたなんといふことになったら、これはもう犯罪行
為だとさえ思ふわけですね。

もし仮にそういう問題が発生した場合には、こ
れは私は当然懲戒免職に該当するくらいの罪だと
思ふんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(原口恒和君) 金融検査は対象金融機関の実態を効果的に把握するために原則予告なしというところで行っておるものでございますから、当然のことながら、その予告をしないケースにおいて検査の日程等につきましては特に厳重な情報管理を行っておるところでございます。

お尋ねのように、仮に検査情報の事前漏えいなど秘密を守る義務に違反した事実が確認された場合には、国家公務員法に基づき厳正な処分が行われることになるというふうに認識しております。

○山口哲夫君 厳正な処分というのは懲戒免職もあり得るというふうに解釈したいと思っておりますけれども、どうですか。

○政府委員(武藤敏郎君) 処分の量定をどういうふうにするかということに関係するお尋ねかと思っております。

行為の原因でありますとか動機、性質あるいは結果、影響、行為者の職務内容、改後の程度、その他社会に与える影響等さまざまなことを総合的に勘案する必要があると考えております。もちろん、御指摘の免職ということもありましようし、それから停職ということもありましようし、戒告というのものもあるわけでございますけれども、その中のどれかというのは具体的なケースにおきまして今申し上げたような量定の結果ということになるかと思っております。

○山口哲夫君 検査の日時、内容等について漏らしたという、そういう事実が発覚した場合には、私は当然これは懲戒免職に該当すると思っております。今回の処分は、私に言わせると非常に軽い、軽過ぎるなというふうに思っています。そこは意見として申し上げておきます。

そこで、なぜ金融機関と大蔵省の人たちの接待の場が設けられるのか、私にはどうしてもこれは理解できないのです。情報をとるために必要だなんていつか言っておりましたけれども、とんでもない話だと思っております。そういう監督する側と監督される側との関係というのは接待行為は一

切私は禁止するべきだというふうに思うんですけども、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(三塚博通) 厳正な対処を要望しますと同時に、批判をされるようなことはあつてはならないということでありまして、ございません、ただいまの段階。厳正なことでもやられておると理解をいたしております。

○山口哲夫君 もしやっていないというのであれば、やっちゃいけないということも通達していると思うんです。

○国務大臣(三塚博通) そういうことです。

○山口哲夫君 じゃ、今後そういうことが起きた場合には厳正にひとつ処分していただきたいと思うんです。

それからもう一つ、金融機関にはMOF担当という職員がいるんだそうなんです。常に入出入りして接待攻勢をかけては情報をとる、いまだにそういうMOF担当という人たちが大蔵省に入出入りしているようなんです。何か情報が入ると検査が近いということでも本店や支店の幹部が集まって、それこそ国会じゃないけれども想定問答集をつくって一生懸命対処しているんだそうです。

ことしの大蔵検査の重点というのは、銀行関係者に言わせると、不動産、ゴルフ場、ノンバンク向けの融資だったというふうに言われているんですけれども、ということも明らかに情報が出ているというふうには私は考えざるを得ないわけですから、そんなこと自体が許されるというの、私はこれはゆゆしき問題だと思わなければならない、いわゆる銀行のMOF担当と言われるような人たちの出入りというものは禁止できないのか、大蔵省として。

○政府委員(山口公生君) いわゆるMOF担当と言われている人たちの存在についてかなり先国会でも議論になりました。ただ、このMOF担当と俗に言われております人たちはどういう役割を果しているのかといえますと、例えば報告書を持ってきたり、役所が何かあったときに連絡する相手先

という意味であれば、今だってそういう人はおります。

私もが仮にあることを伝えなきゃいけないというときに、一つ一つ名簿を見て、これは業務第何部のだれだれさんじゃなきゃわからないというようなことを探すのは事実上不可能でございます。担当の人を決めておいたなければそこに連絡すればいい、それから何か書類をいただくというときもその人が持つてくればいいというふうにしていくわけです。それが、ともすればその関係が癒着の関係を生み出してきたという批判があることも承知しております。それは絶対あつてはならない。

ただ、MOF担当という言葉が悪い意味で使われるのであれば、それはやめなきゃいけませんけれども、そういう連絡役とか私どもが伝える先とか、いろいろなことそのインフォメーションのルートというのはきちつとなければ私どもも行政は大変難しくなります。そういう点での存在は私どもとしては認めていく必要があるというふうに思っておりますので、そこは厳別して考えていきたいというふうに考えております。

○山口哲夫君 そういう連絡等の職員が何か常時大蔵省に入出入りしてなければならぬこと自体がやっぱり誤解を招くのではないかなと思わす。ですから、そういう誤解を招かないような対策というものを講じてもらわなければ、いつまでもMOF担当というのはあるんだというふうにしていただきたいと思います。

それから、時間がなくなつたので余り突っ込んだお話はできなくなりましたけれども、九月二十二日のアエラを読みましたら、証券取引検査官室長が、初代の人、二代目、いずれも天下りをしていられるんです。その天下り先が商事会社なんかで証券に直接は関係してないと言わんではしょうけれども、いずれも証券会社の関係するところの顧問で天下つていられるわけですね、事実上は申し上げませんけれども。

中身を読んでみますと、例えばナショナル証券のある方はこう言っていますよ。この二年間、証券業全般について天下つてきた顧問の人からアドバイスをしてもらった、監視委員会の証券会社への検査に対するアドバイスや大蔵省の検査の思想を経営上の提言として生かしてもらった。監視委の同僚への頼みなどもやつてもらつていられる。

初代の人に対しては、「いろいろアドバイスをお願いしている」、そして「新日興商事本来の仕事は、ほとんどしていないようだ。事実上の日興証券社員として、大蔵省や監視委対策をやっている。」名前が出てきますね、「西沢氏が日興証券社にいて、現場には仕事がない、という声がある」と。それは現場の人にしてみたら、自分の上司が天下つていられるわけですから、そういう人との関係を考えると仕事がいかにいいということとを告白しているわけですね。

ですから、私は、証券会社に直接天下つてはいないけれども、しかしそれに関連する企業に天下つたということは全く同じだと見なければいけないと思わす。私は、今後そういう監督の立場にある人は証券関係を持つ系列の企業には天下りは絶対になさせないということを約束していただきたいたいと思わすけれども、どうでしょうか。

○政府委員(堀田隆夫君) 委員会職員が退職いたします際に、その委員会のこれまでの仕事の経験を生かして再就職をするということは当然あり得ることでございます。それは個々人に最終的には当該企業と本人との合意に基づいて再就職が行われるということでございますが、私ここで申し上げておきたいと思わすけれども、監視委員会は、前回の証券不祥事の反省の上に立ちまして、証券行政を転換しなきゃいかぬ、保護育成的な行政から転換しなきゃいかぬ、その端的なありようとして監視あるいは検査機能を独立させる、独立した機関としてやろうということをつくられたものでございまして、合議制の委員会のもとで指導を受けて日々仕事をしております。仮に先般職員が退職して再就職するようなことがありましても、そ

れで私どもの仕事は曲げられるというようなことは絶対にあり得ないということを申し上げさせていたただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 甘いですが、それは。終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、牛嶋君から発言を求められておりますので、これを許します。牛嶋正君。

○牛嶋正君 私は、ただいま可決されました罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、日本共産党及び新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正に対処すること。

一 我が国の金融・証券市場に対する内外の信頼を高めるため、ルールの透明化、経営情報の開示等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される

市場の構築に努めること。

一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の一層の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のため、証券取引等監視委員会等の監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。

一 公正かつ透明な金融・証券市場の構築を図る観点から、金融関係法律の罰則規定の在り方については、今後とも社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(石川弘君) ただいま牛嶋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よつて、牛嶋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。三塚大蔵大臣。

○国務大臣(三塚博君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(石川弘君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

第五部

大蔵委員会会議録第六号

平成九年十二月二日

【参議院】

平成九年十二月十五日印刷

平成九年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局